

公共政策系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

公共政策系専門職大学院名称 : 東京大学大学院

公共政策学教育部公共政策学専攻

目次

序章	2
本章	
1. 使命・目的	4
2. 教育内容・方法・成果	
(1) 教育課程・教育内容	8
(2) 教育方法	22
(3) 成果	29
3. 教員・教員組織	33
4. 学生の受け入れ	37
5. 学生支援	44
6. 教育研究等環境	51
7. 点検・評価、情報公開	56
終章	63

序 章

(1) 東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部の設置の経緯及び目的、特色について

東京大学大学院公共政策学連携研究部・教育部は、2004（平成16）年4月に政策の形成、実施、評価の専門家を養成する専門職学位課程として、法学政治学研究科と経済学研究科の連携のもとに創設され、公共政策学専攻に5つのコース（法政策、公共管理、国際公共政策、経済政策、国際プログラム）を設けている。専門性と幅広い知識の両方を兼ね備えた、官僚、国際機関や研究機関の専門家等、広く公共政策に関わる政策プロフェッショナルの養成を目指している。本大学院が設立以来取り組んできたのは国際化の推進であり、ダブル・ディグリー制の導入や交換留学のネットワークの拡大、英語の授業だけで学位を取得することが可能な国際プログラムコース（MPP/IP）の設置等の取組を通じた国際連携の強化は、本大学院における大きな特色の一つとなっている。

(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

本専攻の設置後、教育・研究活動の実績を総括し、専門職大学院としての将来を展望するために、2008（平成20）年12月に教育・研究、組織・運営、施設・設備の全般について自己点検・評価を実施し、自己評価報告書を公表した。また、2009（平成21）年3月には、外部評価委員による外部評価を実施し、その結果も公表した。その後、2013（平成25）年度、2018（平成30）年度に公益財団法人大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価を受審した。この認証評価において、本専攻は「公共政策系専門職大学院基準に適合していると認定する」と判定されたが、2018（平成30）年度受審時には検討課題が8件、指摘された。これらの指摘事項に関しては、研究部長・教育部長、専攻長、評価担当委員、公共政策大学院を担当する事務職員等の関係者において協議を行い、2019（令和元）年9月に各指摘事項に関する対応状況について「課題解決計画」の報告を行った。検討事項としていた項目のその後の改善状況として、教育研究上の目的については、媒体にわかりやすく記載する工夫を行い、授業科目の体系的については、全学授業カタログの活用、教員によるガイダンス時の説明を行った。ダブル・ディグリーにおける体系的な制度については、今後、本学における大学院学則が改正された場合は、本教育部規則も同様に整備を行う予定である。FDに関しては、教育方法及び授業内容の向上・改善を促す取組みとして、Best Teacher賞に選ばれた教員がティーチングにおける実践や工夫に関するレクチャーを定期的に開催し、教員間で意見交換を行う機会を設けた。この他、2020（令和2）年度には、第3期中期目標期間の業務実績評価（4年目終了時）が行われ、教育研究評価においては、大学改革支援・学位授与機構により、現況調査表に基づき公共政策学教育部の教育活動の状況及び教育成果の状況、公共政策学連携研究部の研究活動の状況及び研究成果の状況について評価が行われた。その結果、教育に関しては、「高い質にある」、「相応の質にある」と判定され、研究に関しては、「高い質にある」、「特筆すべき高い質にある」と判定されている。

なお、本専攻を含む公共政策大学院では、教育研究、管理運営に関わる各種の事項については、担当の委員を選任して、研究部長・教育部長、専攻長の下で対応することとしているが、自己点検・評価に関しても担当の委員を選任し、教授会からの委任事項として公共政策学連携研究部の運営会議において評価担当委員を決定している。認証評価の受審にあたって、上記の関係者が中

核となり、各評価の視点における本専攻の状況を検証した後、教授会において本報告書の取りまとめのための確認を行った。また、公共政策学教育部には、外部有識者により構成される運営諮問会議を置いているが、毎年開催する同会議の教学・管理運営に関する項目については、専攻内において事前に点検・評価を行っている。そのため、今回の自己点検・評価を行うにあたって重複する項目も多いことから、運営諮問会議の事前の点検・評価についても、運営会議における点検・評価と併せて、本報告書の取りまとめに活用している。

本章

1 使命・目的

項目1：目的の設定及び適切性

公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命 (mission) とは、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識及び広い見識を身につけ、高い職業倫理観をもった人材を養成することである。

各公共政策系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、当該公共政策系専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各公共政策系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。

[F群]

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。〔「専門院」第2条第1項〕[L群]

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕[L群]

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。[A群]

<現状の説明>

東京大学は、大学としての教育研究活動における理念、目標を「東京大学憲章」に掲げ、明らかにしている（添付資料 1-1）。

東京大学憲章（抜粋）

I 学術

1 （学術の基本目標） 東京大学は、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする。研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努める。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流する。

2 （教育の目標） 東京大学は、東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者的精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する。

3 （教育システム） 東京大学は、学部教育において、（略）大学院教育においては、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育システムを実現する。

「東京大学大学院学則」では、研究科等は、研究科等及び専攻ごとに教育研究上の目的を定めるものとしている。また、「東京大学大学院専門職学位課程規則」では、本学における専門職学位課程の目的を定めている（添付資料 1-1）。

東京大学大学院学則（抜粋）

（教育研究上の目的）

第1条の2 研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）は、研究科等及び専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規則又は教育部規則（以下「規則」という。）に定めるものとする。

東京大学大学院専門職学位課程規則（抜粋）

（専門職学位課程の目的）

第2条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

東京大学大学院学則の規定に基づき、東京大学大学院公共政策学教育部規則第1条の2の前段において、公共政策学専攻の基本となる教育研究上の目的を定めている（添付資料 1-1）。（評価の視点 1-1,1-3）

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

（教育研究上の目的）

第1条の2 本教育部は、国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力をもった、時代の要請に応える政策実務家を育成すること（以下略）

具体的には、国際的視野のもとで、コミュニケーションと合意形成能力にも秀でた、国際機関・地方自治体の公務員、国際組織や NGO の職員、シンクタンクに勤めるエコノミストや政策アナリストなど、広く公共政策に関わる高い倫理観を持った、政策プロフェッショナルの養成を行っている。こうした本専攻の目的は、専門職大学院設置基準第2条第1項に定められている「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」とする専門職学位課程の目的と整合したものである。（評価の視点 1-2）

本専攻の固有の目的としての特色は、大学院設立当初から変わらず、国際的視野、コミュニケーション力を養うための国際化と、課題の発見、解決案の提示と政策形成する力を養うためのカリキュラムの2点が挙げられる。

その特色を支える取組として、国際化に関しては、国際連携の方法を模索し、交換留学先の選定と交渉を行い、単位互換の交換留学の仕組みを実現している。具体的には、2012（平成24）年度から世界トップレベルの公共政策大学院のネットワークである GPPN（Global Public Policy Network）へ正式参加している。GPPN は、イギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）、アメリカのコロンビア大学国際・公共政策大学院（SIPA）、フランスのパリ政治学院（Sciences Po）、シンガポール国立大学リー・クワンユー公共政策大学院（LKYSPP）、ドイツのヘルティ・スクール、ブラジルのジェトリオ・ヴァルガス財団サンパウロ・ビジネススクール（FGV-EAESP）と東京大学公共政策大学院の7校により構成されている。また、GPPN 以外の公共政策大学院とも、学生交流協定を結び、ダブル・ディグリーや交換留学を実施し、多様性の中で切磋琢磨できるグローバル人材輩出のための取組となっている。さらに、英語による授業だけで修了

要件を満たし学位を取得することができる国際プログラムコース（MPP/IP）を設置している。

もう一つの特色のあるカリキュラムに基づく教育に関しては、法律・政治学分野出身の学生にも経済学の科目の履修を義務付け、逆に経済学分野出身の学生にも法律・政治学の科目の履修を義務付けることで、法律・政治学・経済学を総合的に理解できる人材を養成している。これは、現代では法律を作る際や国際交渉をする際に、経済学の論理の理解が必要不可欠であるからである。また、実務への応用を念頭に置き、実務の経験を学ぶことを目的とする授業科目を設けることにより、理論に裏打ちされながらも、社会に向け説得力のある議論展開ができるよう実践に即した教育を行っている。さらに、官公庁等から公共政策の実務に携わっている現役の者が、実務家教員として教鞭を執っていることは、教育研究上の目的を達成する上で一層役立っている。（評価の視点 1-4）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部） 令和4年度（16 頁、33 頁、46 頁、公共-1）

項目 2：目的の周知

各公共政策系専門職大学院は、固有の目的をホームページ、大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-5：ホームページ、大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。（「学教法施規」第 172条の 2 第 1 項）〔L 群〕

1-6：教職員、学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔F 群〕

<現状の説明>

本専攻の目的は、公共政策学教育部規則第 1 条の 2 に規定するとともに、東京大学のホームページ（添付資料 1-2）、公共政策大学院の概要を紹介したパンフレット（添付資料 1-3）、学生募集要項（添付資料 1-4、1-5）に明示し、入試説明会をはじめとして学内外に広く公表している。（評価の視点 1-5）

また、教育研究上の目的を含めた公共政策学教育部規則は、毎年度に全ての教職員及び学生に配付される大学院便覧（添付資料 1-1）に収めて、その周知を図っているところである。（評価の視点 1-6）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：東京大学ホームページ_教育情報の公表_教育研究上の目的「大学院」
<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400035174.pdf>
- ・添付資料 1-3：東京大学公共政策大学院パンフレット（4 頁）
- ・添付資料 1-4：東京大学公共政策学教育部専門職学位課程学生募集要項 令和 5（2023）年度
- ・添付資料 1-5：東京大学公共政策学教育部専門職学位課程学生募集要項〔職業人選抜〕 令和 5

(2023) 年度

・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部） 令和4年度（公共-1頁）

【1 使命・目的の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本専攻の使命・目的は、公共政策のプロフェッショナルの育成・能力向上を基本として、東京大学の学則等の関係規則のもとに適切に定めているものと考えている。まず「プロフェッショナルの育成・能力向上」のためには教育活動の不断の見直しは継続的な課題である。また、本専攻が設立以来取り組んできている「国際的視野」の重視は、固有の目的における大きな特色となっている。今後においては、時代の要請として、政策形成が国際化のネットワークの中で行われている実態から、本専攻における国際的視野の重視に関しては変わることなく、さらに推し進めていくことが課題であると考えている。

（2）改善のためのプラン

公表している「教育課程の編成・実施方針」（添付資料 1-2）に基づきプロフェッショナルの育成・能力向上を目的としたカリキュラム及び授業の改善を行っていくが、そのプロセスにおいては学生へのヒアリング結果も考慮に入れる必要があると考えている。また、検討・改善を担う学内組織の整備も欠かせない。2021（令和3）年度にはこうした準備を踏まえた上で体制を整え、2022（令和4）年度から、より実践に即した学びを行う場として、いくつかの科目を Capstone 演習と位置付け開講するに至った。（詳細は評価の視点 2-7、2-20 を参照） 今後はこうした取り組みがより目的に資するよう学務委員会において効果検証を行っていく。具体的には、当該科目を担当した教員および履修した学生に対してアンケート調査を実施し、効果や今後の課題などを探っていく。

また、本専攻における国際化に関わる取組については後の項目で記載しているとおりだが、外国人留学生の受け入れを中心とした国際プログラムコースの設置をはじめとして、国際交流協定の締結や留学生の生活支援など多岐にわたって実施している。また、教育課程については、2017（平成 29）年度に国際プログラムコースのカリキュラムを改変して、経済政策・金融・開発系（EPFD）と公共管理・国際関係系（PMIR）の2つのポリシー・ストリームを設けるなど、教育面における国際化の枠組みについても整備できたことから、今後はそれぞれ個別の取組をさらに充実させるとともに、改善につながる場合は、状況に応じて国際化の取組の整理統合も行っていく。また、既存の2つのストリームだけでは専門性に欠けるという見方もあるため、第3、第4のポリシー・ストリームの設置についても学務委員会で検討していく。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目3：教育課程の編成

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、公共政策系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋を図ることに留意し、教育課程を体系的に編成する必要がある。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即して、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置することが望ましい。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門院」第6条）〔F群、L群〕

(1) 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識（法学、政治学、経済学の3つの分野を基本にした幅広い科目）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観をもった人材を養成する観点から編成していること。

(2) 公共政策系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、(1)以外の者が過半数であること。（「専門院」第6条の

2）〔L群〕

(1) 学長又は当該公共政策系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員

(2) 公共政策系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、公共政策系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、公共政策系分野の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。）

(4) 当該公共政策系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該公共政策系専門職大学院の長が必要と認める者

2-5：公共政策系分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成

していること。〔「専門院」第6条第2項〕〔L群〕

2-6：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育内容を導入しているか。〔A群〕

2-7：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。〔A群〕

<現状の説明>

東京大学は、東京大学憲章を踏まえ、大学院課程における全学としての学位授与方針を定めている。本教育部においては、全学の学位授与方針を踏まえて、専門職学位課程の学位授与方針を定めている。

東京大学の大学院課程における学位授与方針（抜粋）

東京大学は、学術研究及び高等教育の使命を自覚し、その達成に向けて、東京大学によって立つべき理念と目標を東京大学憲章として定め、国内外の様々な分野で指導的役割を果たしうる「世界的視野をもった市民的エリート」を育成することが、社会から託された自らの使命であると考えています。このような使命のもとで、東京大学が目指すのは、「広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者的精神をもった、各分野の指導的人格」（東京大学憲章）の養成です。

（略）

専門職学位課程

東京大学憲章に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に、専門職の学位を授与します。

- ・ 専攻分野における専門知識を修得し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び高い倫理観を有し、社会の発展に貢献することができる。

（略）

公共政策学教育部の専門職学位課程における学位授与方針

東京大学大学院公共政策学教育部は、教育研究上の目的に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に公共政策学修士（専門職）の学位を授与する。

- ・ 法学、政治学、経済学それぞれの分野について、基礎的な幅広い知識及び専門性を身につけていること。
- ・ 広く公共政策に関わる高い倫理観をもち、国際的視野のもとで課題発見、解決案の提示、政策形成、コミュニケーションを行う力を身につけていること。
- ・ 身につけるべき能力に関して学習する授業科目を履修し、各コースの修了要件に従って、学習成果としての単位を必要数修得していること。

教育課程の編成・実施方針についても、学位授与方針と同様に、全学の大学院課程としての方針が定められており、それを踏まえ、本教育部において専門職学位課程の方針を定めている。

東京大学の大学院課程における教育課程の編成・実施方針（抜粋）

東京大学の大学院課程では、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育を行います。

（略）

専門職学位課程

学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施します。

- ・ 専攻する分野に応じて、高度専門職業人として必要な専門的知識・技能が修得できる専門科目を体系的に提供する。
- ・ 専攻する分野に応じて、事例研究や実務教育等の適切な教育方法・授業科目と高度の専門性が求められる職業を担うための高い倫理観を育む機会を提供する。
- ・ 学修成果の評価にあたっては、予め明示した成績評価基準に基づき、厳格な評価を行う。それらの活用を通じて、教育方法の改善につなげる。

(略)

公共政策学教育部の専門職学位課程における教育課程の編成・実施方針

東京大学大学院公共政策学教育部は、学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を体系的に編成・実施する。

- ① 法学、政治学、経済学それぞれの分野について、基礎をなす知識と分析能力を身につけることを目的とした基幹科目及びより高度な専門性を修得することを目的とした展開科目をバランス良く体系的に配置する。
- ② 具体的な事例をもとに、事例分析の手法によって知識の応用と事例を通じた政策分析能力の向上を目的とする事例研究を提供する。
- ③ 実務への応用を念頭に、実務の経験を学ぶことを目的とする実践科目を提供する。
- ④ 国際的な視野を広めるとともに、国際化に対応するコミュニケーション能力を身に付けるため、英語による多様な授業科目を提供する。
- ⑤ 学生の計画的・段階的な履修及び個々の授業科目において十分な学習時間を確保するため、年間登録単位数の上限を設定する。
- ⑥ 各授業科目において透明で厳格な成績評価を行う。
- ⑦ 授業科目の成績は、筆記試験又はレポート等および平常点の方法により評価を行うことを原則とする。
- ⑧ 教育の内容、方法を検証し、学生による授業評価をも参照し、教育の質の向上を図る。

上記の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、東京大学のホームページに掲載され、全学に周知されている（添付資料 2-1）。（評価の視点 2-1）

また、教育課程の体系化に関わるカリキュラムについては、本専攻の教育課程の編成・実施方針のうち①～③を具体的に説明するものとして、以下のような方針で編成している。

第1に、制度の立案と運用に関わる知識を身につけるための法学、制度を動かしてゆくダイナミクスに関わる知識を身につけるための政治学、政策案の導出と評価を行うために必要とされる知識を身につける経済学の3つのディシプリンをバランスよく修得できるようにカリキュラムを編成している。各分野に関する 2022（令和4）年度の提供授業科目数は、法律系 51 科目、政治系 68 科目、経済系 72 科目である。

第2に、応用を視野に入れた具体的な事例を扱い、これを素材として教育を進めてゆく事例研究をカリキュラムのコアとして位置付けている。事例研究は、修得した知識を応用する場であるとともに、知識としては体系化され得ない視点や想像力を養い、かつ、公共政策に関わる高い倫理観を身につける場となっている。

第3に、実務からのフィードバックを適切に行うため、実践科目を提供している。実務家の経

験を学生が吸収し得る場を設け、様々な政策分野において実務的に現に対応を迫られている課題を教育へ取り込み、実務との連携を図っている。実践科目の中には、知識の修得と同時にコミュニケーション能力の向上に資する授業科目を設定している。具体的には、口頭によるプレゼンテーション、政策ペーパーの公表などの機会を提供する構成にしている。

なお、高い職業倫理観に関しては、現場の課題に接する局面で養成されるものとの考え方に立っていることから、実践的な形式で体得する場を授業科目等において提供している。例えば、本大学院では各種の授業で模擬交渉を行うが、そこで戦略的に虚偽発言を行うと信頼を損ない合意に至らない。そうした失敗体験から倫理観が体得できる。(評価の視点 2-2(1))

科目群については、基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究から構成され、多様な授業形態を組み合わせている。また、この他に選択科目として、リサーチペーパーと研究論文を設定し、合格した者には単位を認定している。

基幹科目においては、公共政策のプロフェッションとしての基礎をなす知識と分析能力を身につけることを目的として、法学分野、政治学分野、経済学分野の3つのディシプリンを基礎からバランス良く修得することを可能にしている。

展開科目では、政策の各分野に結びついた授業科目、地域研究に関わる授業科目、さらに個々の学生が追求する、各分野のより高度な専門性を修得することを目的とした授業科目を配置している。各人の将来の進路に従って、より特化した領域について体系的に選択することができ、個々の学生に適した教育プログラムを構築することが可能になっている。

実践科目では、実務への応用を念頭に置き、実務の経験を学ぶことを可能にしている。政策実務と密接に関連した授業科目や、実務経験を持つ教員によって教育が行われ、実務の経験を学ぶことができる授業科目を配置している。

事例研究では、具体的な事例を題材として、事例分析の手法により知識の応用と事例を通じた政策分析能力の向上を可能にしている。

基幹科目及び展開科目において提供される授業科目は、全体として、金融、財政、社会保障、安全保障、都市地域、地方自治等の政策の主要な分野をほぼ網羅しており、将来、職業として従事することになる政策の専門分野に必要な知的基盤を提供している。

また、実践科目や事例研究を担当する各授業担当の教員は、これらの授業において研究の最新動向、実務の課題等を積極的にフィードバックし、研究及び実務の最先端の知見を教育に取り入れている。2022(令和4)年度においては、「政策分析・立案の基礎」(実践科目)や「Case Study (International Energy Governance)」(事例研究)等で、現在の政策や研究動向を取り扱っている。

基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究の授業科目数は、次の「授業科目数」のとおりであり、各科目群において十分な数の授業科目を、学生に提供している(添付資料 2-2)。(評価の視点 2-2(2))

授業科目数(2022(令和4)年度)

	基幹科目	展開科目	実践科目	事例研究
法律系	15	36	27	56
政治系	25	43		
経済系	25	47		

計	65	126
---	----	-----

本専攻では、政策形成に必要な幅広い能力とともに、各分野における専門的能力を身に付けられるよう、入学者の将来の志望に応じて、次の5つのコースに所属させている。

法政策コース
主として法学を中心とした視点から社会経済課題を分析し、その解決に必要な知識と企画力を学び、具体的な法令を作成し運用する能力の習得を目的としている。カリキュラムは、様々な行政分野に係る法制度を理解し、法令作成に必要な立法技術を習得するとともに、具体的なケーススタディを通じて行政現場におけるバランスのとれた法的判断を下すために錬磨することを意図して構成されている。
公共管理コース
主として政治学、行政学の視点から公共政策に関わる課題を分析立案し、組織及び政策運営に必要な知識と経営管理能力を習得することを目的としている。カリキュラムは、公共管理に関わる様々な理論と制度を理解し、新しい公共管理体系を組み立て統括し、さらに、具体的な事例を通じて課題の発見と適切な手段構築を行うことができる人材の育成を意図して構成されている。
国際公共政策コース
外交や開発援助といった国際的な政策課題に対応するために必要な知識と交渉力及び企画力を習得し、さらに必要なコミュニケーション方法を学ぶことによって、国際公共政策に対応する力を身に付けることを目的としている。カリキュラムは、様々な地域に関する政治経済状況を把握し、各地域の抱える課題を理解すること、国際的なコンテキストを前提に問題の解決を図るための手法を構想すること、さらには、具体的な国際紛争などの事例を用いて活動のコンテキストを理解することを意図して構成されている。
経済政策コース
公共政策を主として経済学の視点から分析、評価するための知識と分析力の習得を目的としている。カリキュラムは、ミクロ経済学及びマクロ経済学の理論的基礎を実際の応用例に則して教育すること、定量的評価に必要な計量経済学や費用便益分析のツールを使いこなす能力を養うこと、ケーススタディを通じ、政策形成実務に経済分析を活用する能力を養うことを意図して構成されている。
国際プログラムコース (MPP/IP)
グローバルな視野を持ち、国際舞台で活躍する公共政策プロフェッショナルの養成を目的としている。国際的に通用するカリキュラムに日本の独自性を加え、学術交流協定を持つ世界トップクラスの大学院との互換性を確保するよう工夫し、ダブル・ディグリー制度を拡大すると同時に、アジアからの視野を重視した個性豊かな科目を揃えている。2017（平成29）年度からカリキュラムを改変し、経済政策・金融・開発系（EPPD）と公共管理・国際関係系（PMIR）の2つのポリシー・ストリームを設けている。

上記の各コースについては、コースごとに履修しなければならない授業科目の科目群や分野の必要単位数を、公共政策学教育部規則第6条第3項の規定に基づき、「コースごとに履修しなければならない授業科目についての規則」（添付資料2-3）として定めており、修了するためには46単位以上を修得する必要がある。学問分野的観点からいえば、各コースともに法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を修得する必要があるが、コースの特徴に応じて各学問分野における修得すべき単位数は異なる。法政策コース、公共管理コース、国際公共政策コースの修了要件においては、コースに応じた16単位の選択必修科目を課しており、経済政策コースにおいては、必修科目

として(1)Microeconomics Practice Session for Microeconomics, (2)Macroeconomics Practice Session for Macroeconomics,(3)Econometrics for Public Policy Practice Session for Econometrics for Public Policy を課している。国際プログラムコース (MPP/IP) における2つのポリシー・ストリームである経済政策・金融・開発系 (EPFD) と公共管理・国際関係系 (PMIR) の修了要件を比較すると、EPFD においては、経済分野の選択必修科目をより多く課しており、PMIR においては、法律分野および政治分野の選択必修科目をより多く課しているという違いがある。また、科目群的観点からいえば、各コースともに基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究をバランスよく修得するよう修了要件を定めている。学生はこうした修了要件を満たすよう履修することにより知識やスキルを修得していくが、それらを用いて、より実践に即した学びを行う場としての Capstone 演習を履修することで系統的・段階的な学びが得られる。このように学生の履修が学問分野的観点からも科目群的観点からもある一定の分野等に偏ることがないように修了要件を定めていることに加え、学生の履修に柔軟性を持たせるべく日本語で実施する授業と英語で実施する授業のバランスに配慮しつつ、一定以上の開講科目数を確保するよう尽力している。一方で、前回の受審時に問題点とされた科目の体系的性については、科目数が多すぎると体系的な履修の妨げとなる懸念もあるため、カリキュラム委員会において科目の見直し、統廃合などを進めている。また、学生が1年間に履修登録できる単位数についても38単位までと上限を設けている。(評価の視点 2-2(3))

公共政策大学院では社会と連携した研究・教育活動を実施しているが、具体的には中長期的なコミットメントを得ることが可能な、安定的な外部資金を確保し、その枠組みを活用した研究ユニット(添付資料 2-4) や寄付講座(添付資料 2-5) を複数設置している。これらを通して社会的な課題であるエネルギーセキュリティ、医療政策、交通・観光政策、科学技術イノベーション政策等の科学技術と公共政策、戦略的コミュニケーションという安全保障に関わる分野横断的かつ実務的な研究活動を推進し、その研究成果を教育へと生かすための授業科目を提供している。また、2021(令和3)年には、初めて国際機関(欧州連合)からの資金を導入して戦略的コミュニケーション教育・研究ユニットを運営している。

研究ユニット・寄付講座関連の2022(令和4)年度授業科目の一例

関連研究ユニット、寄付講座(設置期間)	授業科目名
交通・観光政策研究ユニット(2006-2024)	「国際交通政策」「観光政策概論」
科学技術イノベーション政策の科学教育・研究ユニット(2012-2027)	「Science, Technology and Public Policy」「事例研究(科学技術イノベーション政策研究)」
科学技術と公共政策研究ユニット(2006-2024)	「Energy Security」
医療政策・技術評価研究ユニット(2017-2024)	「Case Study (Institutions and Methods of Health Technology Assessment in Healthcare Policy)」
戦略的コミュニケーション教育・研究ユニット(2021-2024)	「Strategic Communications and International Politics」
再生可能エネルギーと公共政策研究ユニット(2020-2023)	「再生可能エネルギーと公共政策」
経済成長とリスクマネジメント研	「コーポレートガバナンス」

究ユニット (2020-2023)	
寄付講座：エネルギーセキュリティと環境 (2010-2024)	「環境政策」「エネルギー政策」
寄付講座：資本市場と公共政策 (2007-2024)	「事例研究 (資本市場と公共政策)」

また、国際プログラムコースはこれまで経済系の授業科目が多かったが、同コースの増加傾向にある志望者や学生における国際政治、国際関係論の分野に対する関心への対応として、2017（平成 29）年度からカリキュラムを改変し、経済政策・金融・開発系（EPFD）と公共管理・国際関係系（PMIR）の 2 つのポリシー・ストリームを設け、EPFD では国際金融・開発関係の授業科目を、PMIR では国際政治・国際関係論の授業科目の充実を図った。その他、新たに安全保障に関する科目「Strategic Communications and International Politics」、宇宙政策に関する科目「Governance of Space Activities」を開講するなど、国際社会の現状等にも配慮した教育課程の編成のため、授業科目の改廃について、毎年見直しを行っている。（評価の視点 2-3）

専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 6 条の 2 第 1 項の教育課程連携協議会として、本大学院では運営諮問会議を設置することとし、公共政策学教育部運営諮問会議規則（添付資料 2-6）を定めている。同会議の委員構成は、公共政策に関する教育について広くかつ高い見識を有する、官庁 OB、民間企業、国際機関の関係者、本教育部所属の教員で構成している。同会議は毎年度開催し、本大学院の運営に関する基本的事項について審議をおこない、各委員からの意見を勘案しながら教育課程の改善に取り組んでいる。同会議では、国際的視野、コミュニケーション力を養うための国際化を進める上で、日本人学生と留学生の交流の重要性や、政策の形成、実施、評価の専門家を養成する上での実社会との連携の強化などの意見があり、前者については M1 セミナー、後者については Capstone 演習の実施に繋がった。詳細は評価の視点 2-33 で説明しているとおりである。（評価の視点 2-4、2-5）

世界トップクラスの大学院と学術交流協定を締結することにより、交換留学及びダブル・ディグリー制度の充実を図ってきた。ダブル・ディグリー制度は、本教育部と協定校にそれぞれ最低 1 年ずつ在籍し、相互に単位認定をしてそれぞれの修了要件を満たすことによって二つの大学からそれぞれの学位を取得する制度である。本教育部の 5 つのコースのいずれに所属していてもこの制度を利用することは可能であるが、協定校によっては留学時点で「国際プログラムコース」に所属していることを条件とする場合がある。また、コースごとに修了要件が異なり、履修を義務付けられている特定科目が多いコースの場合は単位認定が難しくなることから、ダブル・ディグリー制度を利用する学生においては、海外協定校のカリキュラムとの親和性が高い「国際プログラムコース」へのコース変更をする場合が多い。現在では、世界の 14 の大学院と交流協定を締結し、学生の派遣・受入を積極的に行っている。また、英語で行う授業科目の「Case Study (GraSPP Policy Challenge: Global Innovative Public Policy Solutions)」は、留学生と日本人学生がコラボレーションしたチームを形成し、具体的な社会課題に即した政策策定・提案を競い合うことを通じ、グローバルな観点での政策策定力の向上を目指している。さらに、この授業の優秀なチームには、GPPN (Global Public Policy Network) の学生会議において発表の機会を与えることにしている。

また、文部科学省の世界展開力強化事業である「キャンパスアジア」を 2011（平成 23）年から実施してきたが、2021（令和 3）年にはプログラムを ASEAN に拡大して「キャンパスアジア・

プラス」として参画し、従来の北京大学国際関係学院、ソウル大学校国際大学院にシンガポール国立大学リー・クアンユー公共政策大学院を加えた4校の間でダブル・ディグリーと交換留学制度による学生の派遣・受入を行っている。これにより日中韓の未来志向の協力やASEANとの連携に向けたグローバル・リーダーの養成を行うことは、本学が果たしうる重要な国際貢献の一つと言えるが、オンライン授業を有効活用した4校の教員による共同教育などを実施し、コロナ禍においても教育の質の確保に努めた。その他にも、「Case Study (International Field Workshop)」では、政府機関、国際機関の高官や専門家、グローバル企業の経営者との意見交換等を通じて、国際的に多様なステークホルダーとの協同に取り組むなど、英語による授業科目を中心にして国際的な教育を実施している。

2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症拡大に対して、政府の厳しい入国制限のため渡日ができない、また、協定校においてもいくつかの交換留学プログラムがキャンセルされるなどの理由で、実渡航による留学の機会は制限されたが、学位取得を伴うダブル・ディグリープログラムについては実渡航もしくはオンラインの形で継続された。本専攻では、予定通りに渡日できない留学生が一定数いることを鑑み、研究論文・リサーチペーパーの指導を含む全科目をオンライン授業で実施することで、教育機会の確保に努めた。また、留学本来の目的が優先されることを前提に、海外の大学に留学中に本学のオンライン授業の履修が可能との全学方針（学部通則第15条の2第3項における海外からのオンライン授業の履修及び第16条の2における外国の大学が行うオンライン授業の履修と単位の修得に関する申合せ（添付資料：2-7））が示された。また、海外からオンラインで講師や授業のゲストスピーカーを招くことが容易となり、コロナ禍においてもオンライン授業の活用によって実質的な教育の機会を拡充している。なお、海外渡航・入国制限の撤廃に伴い、協定校、本専攻ともに2022（令和4）年度秋学期からは一部オンライン授業を残しつつ、中国への派遣を除き、基本的に対面授業に戻りつつある。（評価の視点2-6）

国際交流協定締結大学一覧

相手方大学名	全学協定締結年	部局協定・覚書の初回締結年 (Ex=交換留学、DD=ダブルディグリー)	
		Ex	DD
NUS-LKYSPP (シンガポール国立大学 リー・クアンユー公共政策大学院)	2006	2006	2009
Columbia SIPA (コロンビア大学 国際・公共政策大学院)	—	2006	2010
Sciences Po (パリ政治学院)	2015	2008	2013
ヘルティ・スクール	—	2009	2012
ソウル大学校 国際大学院	1990	2011	2012
北京大学 国際関係学院	2003	2011	2013
ハイデルベルク大学 クラスター・オブ・エクセレンス	—	2013	—
FGV-EAESP (ジェトリオ・ヴァルガス財団サンパウロ・ビジネススクール：ブラジル)	—	2014	—
HEC (アッシュ・ウ・セ) 経営大学院	—	2015	—
LSE (ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス)	—	—	2016
UNU-IAS 国連大学 サステイナビリティ高等研究所	1999	2016	—

ANU (オーストラリア国立大学クロフォード公共政策大学院)	2009	—	2017
UCLA (カリフォルニア大学ロサンゼルス校ラスキン公共政策大学院)	2013	2018	—
KCL (ロンドン大学キングスカレッジ社会科学公共政策研究科)	—	—	2021

本専攻固有の目的を踏まえた特色として、①国際的視野、コミュニケーション力を養うための国際化と②課題の発見、解決案の提示と政策形成する力を養うためのカリキュラムの2点が挙げられる。

グローバルな視野をもった人材養成でも触れたが、本専攻では、英語による授業科目を2010(平成23)年度から増やし、2022(令和4)年現在では、英語科目数は全体の46%を占め、全ての分野、科目群において英語による授業科目を配置することができている。また、国際プログラムコースの経済系の基礎科目(Microeconomics for Public Policy, Macroeconomics for Public Policy, Statistical Methods等)については、ダブル・ディグリーを行っている海外協定校のカリキュラムと親和性を持たせており、単位認定を行う際にあらかじめ各校と類似科目についてマッピングされたリストを使用している。

本専攻では国際的な視野を広めるとともに、国際化に対応するコミュニケーション能力をつけるため、法律・政治・経済のすべての分野において、日本だけでなく海外の諸国・地域における事案や、国際的な協調がなければ解決できないような今日的課題を扱った科目を提供している。

例えば、法律分野では「国際組織と法」「国際経済法」「国際人権法」「Transnational Law」「International Environmental Law」「Law and Society in East Asia」など、政治分野では「国際行政論」「国際政治経済 I」「Global Conflicts and Cooperation」「Contemporary Chinese Diplomacy」「Global Political Economy」「Governance of Space Activities」などである。経済分野では基幹科目の9割近くを英語で提供するほか、「環境政策」「国際開発政策・評価論」「Evolution of Global Economic Policies」「Foundations of Development Economics」「Sovereign Debt」「Economic Crisis」といった科目を提供している。コミュニケーション能力やリーダーシップ、合意形成のための能力を養うための科目としては、「交渉と合意」「Policy Process and Negotiation」「Social Design and Global Leadership」、英語によるコミュニケーションと文章の技術を身につける「Introduction to Academic Writing」「Advanced Academic Writing」「Presentation and Discussion」などの科目を提供している。

また、課題の発見、解決案の提示と政策形成する力を養うための科目群として、事例研究や実践科目といった科目群がある。事例研究は具体的な事例をもとに、事例分析の手法によって行われる授業であり、知識の応用と事例を通じた政策分析能力の向上を意図している。実践科目は、実務への応用を念頭に、政策実務と密接に関連した科目や、実務経験を持つ教員によって実務の経験を学ぶことが出来る科目である。事例研究では、「Case Study (Japanese Foreign Economic Policy)」「Case Study (GraSPP Policy Challenge: Global Innovative Public Policy Solutions)」「Leadership in International Institutions」などの科目がある。また、2022(令和4)年度より既存の科目群(基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究)の中にあるいくつかの科目を、より実践に即した学びを行う場として「Capstone 演習」と位置付け、在学中の履修を推奨するようにした。Capstone 演習の内容は、学生のチームがこれまでに修得した知識やスキルを用いて、外部のクライアントから提示された課題に対し解決策を考案し、クライアントからフィードバック

を受けるといものである。開講実績としては「事例研究（政策評価のための因果推論）」「Case Study (Public-Private Partnerships)」「CAMPUS Asia Joint Course: Public Policy in Japan」などがあり、例えば、2022（令和4）年度の「CAMPUS Asia Joint Course: Public Policy in Japan」は、キャンパスアジア・プラスプログラムに参加する日中韓シンガポールの学生の他、本専攻所属の希望者を対象に開講し、長野県小布施町が抱える「行政のデジタル化」、「関係人口創出」、「地球温暖化対策」といった課題に取り組んだ。具体的には、小布施町でこれらの課題に取り組む修了生による講義、小布施町へのフィールドトリップ、国際的な混成チームによるグループディスカッション等を通じて課題を発見し解決策を話し合うだけでなく、その結果を政策提言プレゼンテーションし、小布施町や総務省の現職職員によるフィードバックを受けるといった内容の演習になっている。

修了者アンケートでは、英語による授業科目が豊富に用意され、グローバルな視点で知識を修得できるなど評価を得ている。また、本専攻の専任教員による英語による授業科目の増加を図るため、専任教員の定員増を行い、2016（平成28）年4月に4名の専任教員が着任し、その後、新たに外国人教員2名を雇用し、本専攻の国際的な教育プログラムの基盤を支える役割を担っている。なお、英語科目への対応方針については、学問分野ごとに確認しているが、特に、国際プログラムコースの政治系英語科目について、教育会議で検討し、修了要件科目の充実を図っている。教育会議は公共政策学専攻の専任教員が委員となり、教育課程の編成及び授業担当に関する事項、学生の入学及び試験に関する事項などを審議している（評価の視点 2-7）

英語による授業科目数

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
英語による授業科目数	132科目	136科目	130科目	139科目	125科目
全体に占める割合	46%	48%	47%	50%	46%

(2022（令和4）年度の英語科目の分野・科目群別内訳)

	基幹科目	展開科目	実践科目	事例研究
法律系	1	7	17	18
政治系	11	21		
経済系	22	28		

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：東京大学ホームページ_教育情報の公表_学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400190543.pdf>
- ・添付資料 2-2：2022年度履修・教務手続案内（21～30頁）
- ・添付資料 2-3：コースごとに履修しなければならない授業科目についての規則
- ・添付資料 2-4：東京大学公共政策大学院ホームページ_研究_研究ユニット

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/research/research-units/>

- ・添付資料 2-5：東京大学公共政策大学院ホームページ_研究_寄附講座

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/research/ended-chairs/>

- ・添付資料 2-6：公共政策学教育部運営諮問会議規則
- ・添付資料 2-7：学部通則第 15 条の 2 第 3 項における海外からのオンライン授業の履修及び第 16 条の 2 における外国の大学が行うオンライン授業の履修と単位の修得に関する申合せ

項目 4：単位の認定、課程の修了等

各公共政策系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準及び方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、公共政策系分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

2-8：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習及び復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第21条、第22条、第23条）〔L群〕

2-9：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。（「専門院」第12条）〔L群〕

2-10：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該公共政策系専門職大学院の教育水準、教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門院」第13条、第14条）〔L群〕

2-11：課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門院」第2条第2項、第3条、第15条）〔L群〕

2-12：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門院」第10条第2項）〔L群〕

2-13：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門院」第16条）〔L群〕

2-14：在学期間の短縮を行っている場合、その基準及び方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準及び方法を、公正かつ厳格に運用していること。〔F群〕

2-15：授与する学位には、公共政策系分野の特性や当該公共政策系専門職大学院の教育内容に合致するふさわしい名称を付していること。（「学位規則」第5条の2、第10条）〔F群、L群〕

<現状の説明>

本専攻は4学期制を取っており、授業は、S1ターム（4月～6月）のS1科目、S2ターム（6月～7月）のS2科目及びS1とS2のタームを合わせた（4月～7月：夏学期）のS1S2科目並びにA1ターム（9月～11月）のA1科目、A2ターム（11月～1月）のA2科目及びA1とA2のタームを合わせた（9月～1月：秋学期又は冬学期）のA1A2科目として行っている。講義科目及び演習科目では105分授業×7回の授業で1単位または105分×13回で2単位とすること

を原則としている。1コマ 105 分授業×13 回は、1,365 分に相当し、1 コマ 90 分授業×15 回の 1,350 分を上回り、15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の授業時間数を確保していることから、大学院設置基準等の法令に合致している。(評価の視点 2-8)

本専攻では、公共政策学教育部規則第 11 条第 2 項において、学生が 1 年間に履修登録できる単位数の上限を 38 単位と規定することにより、各々の授業科目について十分な学習が行われるように配慮している (添付資料 1-1)。(評価の視点 2-9)

東京大学大学院公共政策学教育部規則 (抜粋)

(履修科目登録)

第 11 条 (略)

2 学生は、1 年間に 38 単位を超えて履修科目を登録することができない。

公共政策学教育部規則第 9 条において、学生が国内の他の大学院において履修した授業科目の単位について、本専攻が教育上必要と認めるときは、教育会議の議を経て、修了要件として定める 46 単位の 2 分の 1 を超えない範囲内 (23 単位) で、本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。また、同条第 2 項では、外国の大学院の科目を修得した場合の準用規定も定めている。さらに、同規則第 10 条において、学生が申し出た場合には、教育会議の議を経て、入学前に本専攻または他の大学院において修得した単位を、国内の他の大学院及び国外の大学院において修得した単位のうち修了要件への算入を認めた単位と合わせて修了要件の 2 分の 1 を超えない範囲 (23 単位) において、本専攻における授業科目の履修単位とみなすことができると定めている。このような単位認定 (単位の振替) を行う場合は、科目間の一体性や教育の質を保障するため、振替元のシラバスと成績証明書を提出させ、本専攻で開講している授業科目の担当教員が、履修した授業科目の内容と本専攻の開講授業科目の内容とを照らし合わせその一体性を精査した後、教育会議において審議して認定を行っている (添付資料 1-1)。(評価の視点 2-10)

東京大学大学院公共政策学教育部規則 (抜粋)

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 9 条 本教育部が、教育上必要と認めるときは、教育会議の議を経て、学生が国内の他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第 4 条第 1 項で修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲内で、本教育部専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院において単位を取得する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法 (昭和 51 年法律第 72 号) 第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学 (以下「国際連合大学」という。) の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修単位等の認定)

第 10 条 学生が申し出た場合には、教育会議の議を経て、入学前に本教育部又は他の大学の大学院において修得した単位を本専門職学位課程における授業科目の履修単位とみなすことができる。ただし、前条第 1 項及び第 2 項で算入を認めた単位数と合わせて、第 4 条第 1 項で修了要件として定める単位数の

2分の1を超えないものとする。

東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規程（抜粋）

（教育会議）

第4条（略）

2 公共政策学専攻教育会議は、専門職学位課程に係る次の事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 学生の入学及び試験に関する事項
- (3) 学生の身分に関する事項
- (4) 研究論文及びリサーチペーパーの審査に関する事項
- (5) その他公共政策学専攻の教育に関する事項

公共政策学教育部規則第4条1項において、本教育部専門職学位課程を修了するためには、2年以上在学し、所要科目を履修して、46単位以上修得しなければならないと定めている。また、各コースの修了要件を定めている（添付資料1-1、2-3）。（評価の視点2-11）

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

（修了要件）

第4条 本教育部専門職学位課程を修了するためには、2年以上在学し、所要科目を履修して、46単位以上修得しなければならない。

修了要件は、公共政策学教育部規則を大学院便覧に掲載しており、かつ、履修・教務手続案内にコースごとの詳細を分かり易く掲載している（添付資料1-1、2-2）。また、入学時のオリエンテーションや日常の履修指導を通じて学生に説明することで、十分な周知を行っている。（評価の視点2-12）

在学期間に関しては、東京大学大学院専門職学位課程規則第6条の在学期間の短縮に関する規定のもと、公共政策学教育部規則第4条第2項において、上述の同規則第10条の規定により、本専攻に入学する前に他の大学院で修得した単位を、本専攻において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専攻の課程の一部を履修したと、教育会議の議を経て認められるときは、当該単位の修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本専攻に在学したものとみなすことができる旨を規定している。これにより、1年間で専門職学位課程を修了（在学期間の短縮）することが可能となる。

ダブル・ディグリー学生の単位認定及び在学期間に関しては、以下による規定を適用している。派遣学生の場合は、公共政策学教育部規則第9条の2の規定を同9条の規定に準用して、外国の大学院において履修した授業科目の単位について、修了要件として定める46単位の2分の1を超えない範囲内（23単位）で、本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と規定している。受入学生の場合は、公共政策学教育部規則第10条の規定による入学前の既修単位の認定により修了要件として定める46単位の2分の1を超えない範囲内（23単位）で、本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。これに加え、前述の公共政策学教育部規則第4条第2項において、1年を超えない範囲で在学し

たものとみなすことにより、実質的に受入学生の在学期間を1年に短縮することが出来る。実際の単位認定においては、あらかじめ双方の大学のカリキュラムにおいて必修・コアとされる科目について、内容的に互換可能である科目を同定し、それを「マッピングリスト」として協定校や派遣・受入学生と共有して、単位認定をスムーズに行い、双方の修了要件を満たして修了できるまでの道筋を理解できるよう単位認定のガイダンスを行う等の工夫をしている。(評価の視点 2-13、2-14)

東京大学大学院専門職学位課程規則 (抜粋)

(在学期間の短縮)

第6条 研究科等は、前条又は第21条の規定にかかわらず、第14条第1項又は第24条の規定により当該専門職学位課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

東京大学大学院公共政策学教育部規則 (抜粋)

(修了要件)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、第10条の規定により、本専門職学位課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専門職学位課程の一部を履修したと教育会議の議を経て、本教育部が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本専門職学位課程に在学したものとみなすことができる。

本専攻の教育研究上の目的である、「国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力をもった、時代の要請に応える政策実務家を育成すること」に対応した教育課程を修了した者には、東京大学学位規則第3条及び公共政策学教育部規則第16条により、「公共政策学修士(専門職)」の学位を授与することを定めており、教育内容に合致した適切な名称となっている(添付資料1-1)。(評価の視点 2-15)

東京大学学位規則 (抜粋)

(専攻分野の名称及び専門職学位の種類)

第3条 (略)

2 専門職学位の種類及び学位に付記する専攻分野の名称は、研究科又は教育部ごとに次のとおりとする。

公共政策学教育部 公共政策学修士(専門職)

東京大学大学院公共政策学教育部規則 (抜粋)

(学位の授与)

第16条 専門職学位課程規則第5条及び本規則の定める修了要件を満たした者には、公共政策学修士(専門職)の学位を授与する。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部）令和4年度（64頁、公共-2,3頁）
- ・添付資料 2-3：コースごとに履修しなければならない授業科目についての規則
- ・添付資料 2-2：2022年度履修・教務手続案内（3～5頁）

(2) 教育方法

項目5：履修指導、学習相談

各公共政策系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導體制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導及び学習相談においては、固有の目的に即した特色ある取り組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-16：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学習歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F群〕

2-17：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F群〕

2-18：履修指導及び学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか〔A群〕

<現状の説明>

入学時のガイダンスにおいて、学務担当事務から履修についての方法、注意点等を説明している。また、公共政策学教育部学務委員会に履修指導を担当する教員を置き、個々の学生からの履修方法・計画に関する相談に対し、学生のバックグラウンドや将来のキャリア形成に応じたアドバイスをを行っている（添付資料 2-8）。国際プログラムコース生に対しては、ガイダンス、履修指導を教職員が英語で行っている。また、国際連携担当の実務家教員を置き、海外留学も視野に入れた履修に関するアドバイス等に対応していることに加え、キャンパスアジアプログラムのコーディネーターを特任教員として採用している。このように、言語に関わらず、同質の情報を学生に対して提供できる体制を整えている。（評価の視点 2-16）

本専攻の学生がインターンシップを行う場合には、公共政策大学院が定める「インターンシップ実施に関する要領」により、インターンシップの実施に際し派遣される学生に対して、守秘義務の遵守等の行動について、あらかじめ注意を促している（添付資料 2-9）。また、実施機関が覚書等の締結を求めている場合には、その内容を検討し、必要な対応を行っている。例年一番多くの学生が参加している霞ヶ関インターンシップでは、各省庁と取り交わしている覚書に秘密保持の項目が規定され、必要に応じて参加する学生には秘密保持を含む誓約書を提出させている。（評

価の視点 2-17)

なお、本専攻の国際化を進めるために、外国人留学生への履修指導や学習相談には従来から力を入れてきている。国際連携担当の実務家教員を置いていることは、特筆すべき点として挙げておく。(評価の視点 2-18)

<根拠資料>

- ・添付資料 2-8：令和 4 年度公共政策大学院学務委員会名簿
- ・添付資料 2-9：インターンシップ実施に関する要領

項目 6：授業の方法等

各公共政策系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。そのうえで、固有の目的に即して、適切な教育方法を開発するなどの特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-19：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。(「専門院」第7条)〔L群〕

2-20：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。(「専門院」第8条第1項)〔F群、L群〕

2-21：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第8条第2項)〔L群〕

2-22：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第9条)〔L群〕

2-23：授業方法その他教育方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1つの授業科目で同時に受講する学生数に関して、2022(令和4)年度夏学期における実践科目は平均10.9人(最大26人)、事例研究は平均11.8人(最大34人)のクラスサイズで実施しているため、相互コミュニケーションがとりやすい適切な規模を確保している。(評価の視点 2-19)

授業の方法としては、講義形式だけでなく、実践科目においては、実務家教員等による政策実務に密接に関連した授業を行い、実務経験を学べるようにしている。事例研究においては、具体的な事例を題材とした事例分析方式により授業を行っているが、多くの事例研究では、経済、政治、外交の現実的課題について、学生はグループワークを行い、現実の制度、実証的データを踏

また、グループワークにより自主的な研究への取り組み、グループとしての協同的な作業を行う訓練にもなっている。最終レポートに向けた報告や相互チェックの過程で、発表方法などの学習も進めることになる。なお、これまでに授業科目によっては、授業間の横断的な合同発表会を行うことで、お互いに切磋琢磨することを奨励している。さらに、事例研究等を基礎として、学生がリサーチペーパーを執筆することも奨励している。理論的分析を一層深めたい学生に関しては、研究論文執筆の機会も提供している。これらの取組については、「リサーチペーパー」、「研究論文」として授業科目を設置しており、該当のリサーチペーパー、研究論文を提出し、審査に合格した学生には、それぞれの単位を付与している。また、2022（令和4）年度から、一部の科目をCapstone 演習と位置づけ、地方自治体、国際機関、民間企業などのクライアントから提示された課題について、実行可能な解決策を考案し、実務的な観点からフィードバックを得ることで、より実践的な教育に繋げる試みを開始した。その他、社会的課題を設定し解決する力と共に、コミュニケーション能力も身に付けることを目的とした授業科目（「Social Design and Global Leadership」（実践科目）等）も開講している。当該科目では講義とグループ討論を組み合わせており、グループ討論では幾つかのグループ分けにより医療問題、国際公衆衛生、宇宙問題などのテーマについて議論し、それぞれが最終発表する方法で実施している。また、留学生が履修する英語による授業科目においては様々な手法を駆使しているが、例えば「Contemporary Chinese Diplomacy」は、グループディスカッション、口頭でのプレゼンテーション、政策ペーパーの公表などにより実践的な授業を行っている。（添付資料 2-10）。（評価の視点 2-20、2-23）

2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、授業は全て遠隔授業で実施したが、2021（令和3）年度はハイブリッド（対面授業をオンラインでも同時配信）形式に対応した設備を全教室に整備し、感染拡大に配慮した上で一部の授業をハイブリッド形式の遠隔授業で実施した。政府の入国制限により渡日できない留学生も多くいたが、ハイブリッド形式で海外にいる留学生とも双方向で授業を行うことでコミュニケーションを確保し、質疑応答にも丁寧に対応することで教育効果が保持された。また、遠隔授業により、海外のゲストスピーカーを授業に招くことや海外からの招聘教員による授業の実施が容易になり、国際的視野を深めることができる授業の提供につながった。（評価の視点 2-21）なお、通信教育による授業は実施していない。（評価の視点 2-22）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-10：学務システム（UTAS）シラバス・授業情報（事例研究、リサーチペーパー、研究論文）

項目7：授業計画、シラバス

各公共政策系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。なお、シラバスの内容を変更する場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

ある。

<評価の視点>

2-24：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F群〕

2-25：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示すること。

（「専門院」第10条第1項）〔F群、L群〕

2-26：授業をシラバスに従って実施していること。シラバスの内容を変更する場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F群〕

<現状の説明>

本専攻の2022（令和4）年度の授業時間割表は添付資料 2-11 のとおりだが、経済系の分野の授業科目については、必修の科目が多いため、毎年のカリキュラムで時間割を作成する際には、学生の履修に配慮して、必修科目が同一時間帯で重複することがないように調整を行っている。事前に各授業担当教員へ希望する開講学期や曜限についてのアンケートを行い、それに基づき担当職員が時間割案を作成し、法律系、政治系、経済系のカリキュラム委員により確認・調整された時間割は、教育会議の審議により決定している。（評価の視点 2-24）

シラバスに関しては、全学のガイドラインにより、明示する項目として、授業の目標・概要、授業のキーワード、授業計画、授業の方法、成績評価方法、教科書、参考書、履修上の注意等が定められウェブから学務システムに入力することにより明示している（添付資料 2-12）。なお、事務担当から作成依頼を行う際に、授業科目により記載事項に差が出ないようにメールで周知を図っている。さらに、記載内容が十分ではない教員に対しては、教育部長の確認のもと個別に加筆等の対応を行うよう求めている。このようにして作成されたシラバスは、学務システムから閲覧でき、公共政策大学院 HP に掲載している授業内容概略と併せて、学生の適切な履修登録、計画的な学習のために活用できるようにしている（添付資料 2-10）。また、全学の取組として検索機能を備えた授業カタログが東京大学のホームページに公開されており、本専攻の全ての授業科目についても即時に調べることができることから、学生の履修における利便性を高めるツールとなっている（添付資料 2-13）。（評価の視点 2-25）

履修登録期間は授業開始から約2週間程度を設けており、学生はどの授業科目を履修するかについて、基本的にシラバスや授業内容概略によって確認している。シラバス及び授業内容概略が参考になったかについては、学生の授業評価アンケートにおいて確認しており、2022（令和4）年度夏学期でのアンケート結果では、約9割近く（88.0%）の学生が参考になったと回答していることから、本専攻全体としては概ねシラバスに従って授業が実施されているものと考えることができる。また、シラバスの内容を変更した場合は、基本的に当該授業において口頭で周知することに加え、全学の学習管理システム（ITC-LMS）においても学生に周知を行い、随時最新の内容を学生に周知することが可能となっている。（評価の視点 2-26）

学生の授業評価アンケート 2022（令和4）年度夏学期集計結果（抜粋）

公共政策大学院'22 夏学期授業アンケート集計結果

（1＝全くそう思わない、2＝そうは思わない、3＝どちらとも言えない、4＝そう思う、5＝強くそう思う）

問9 授業内容概略及びシラバスは参考になった。

選択肢	1	2	3	4	5	無回答	不明
回答	1.5%	2.6%	7.9%	45.58%	42.5%	0%	-

<根拠資料>

- ・添付資料 2-11 : Class Schedule of Graduate School of Public Policy for S1S2, A1A2, AY 2022
- ・添付資料 2-12 : シラバス作成のためのガイドライン
- ・添付資料 2-10 : 学務システム (UTAS) シラバス・授業情報
- ・添付資料 2-13 : 東京大学ホームページ_教育情報の公表_授業カタログ
<http://catalog.he.u-tokyo.ac.jp/>

項目 8 : 成績評価

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準及び方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示した基準及び方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

2-27 : 成績評価の基準及び方法を適切に設定し、かつ、学生に対し明示していること。(「専門院」第10条第2項)〔F群、L群〕

2-28 : 学生に対して明示した基準及び方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。(「専門院」第10条第2項)〔F群、L群〕

2-29 : 成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入していること。〔F群〕

<現状の説明>

成績評価に関しては、公共政策学専攻成績評価規則(添付資料 2-14)により A+ (90 点以上)、A (80 点以上)、B (70 点以上)、C (60 点以上)、F (60 点未満) の 5 段階で評価することを規定し、60 点以上を合格としている。成績評価の基準及び方法については、公共政策大学院ホームページの在校生用掲示板に掲載することにより、学生に明示している。(評価の視点 2-27)

また、成績評価に関しては、A+とAの割合は当該授業の履修者全体の概ね 30%を上限の目安とすることを定めていたが、少人数の講義や演習等については、成績を分散させる相対的な評価が必ずしも適正とは限らないことから、A+の割合を履修者全体の概ね 10%を上限の目安とするとともに、履修者が 15 名以下又は筆記試験を課さない科目については、A+およびAの割合を概ね 30%とする、成績評価割合の上限を適用しないことを明確にした。規則改正後は、実際に規定の上限を超えていないかを、成績が提出された際に事務関係者で確認し、教育部長又は専攻長の確認のもと、規定の上限を超過している授業科目について、教育部長名又は専攻長名で成績分布

の遵守に関して注意を促し、成績採点者を含めて成績評価規則を厳格に運用することにより、公正な成績評価を実現している。なお、2022（令和4）年度夏学期における成績評価規則適用科目の本専攻全体の成績分布の平均からは、成績評価基準は概ね守られている。（評価の視点 2-28）

2022（令和4）年度夏学期の成績評価規則適用科目の成績分布の状況

	A+	A	B	C	F
履修者が16名以上で筆記試験を行う科目全体の成績分布の平均	5.5%	27.3%	48.5%	16.2%	2.6%
	32.8%				

また、成績評価規則第4条に基づき「成績に関する説明について」（添付資料 2-15）を定め、Web上の在校生掲示板において学生に周知している。成績に対して学生が説明を求める場合には所定の理由書を事務窓口へ提出し、授業担当教員は理由書に基づき、書面又は面談によって説明することを当該教員に義務づけ、成績評価の正確性を保つとともに、学生に対するアカウントビリティを果たす機会を確保している。（評価の視点 2-29）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-14：公共政策学専攻成績評価規則
- ・添付資料 2-15：成績に関する説明について

項目9：改善のための組織的な研修等

各公共政策系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。また、公共政策系専門職大学院の教育水準の維持・向上を図るために、教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。さらに、授業の内容及び方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し活用することが必要である。その際、教育の改善につなげる仕組みを整備し、その仕組みを当該公共政策系専門職大学院内の関係者間で適切に共有することで、教育の改善が有効に機能するよう図っていることが必要である。また、授業評価の結果は公表する必要がある。くわえて、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及びその内容、方法の改善について、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-30：授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施すること。（「専門院」第11条）

〔F群、L群〕

2-31：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めること。〔F群〕

2-32：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕

2-33：教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。（「専門院」第6条第3項）〔L群〕

2-34：教育課程及びその内容、方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻における授業内容や授業方法の改善に関しては、教育部長主導の下、教育方法助言委員会を設け、新任教員並びに既存教員へのレクチャー等に組織的に取り組むこととしている。具体的には教育経験豊富な先任教員や学生の授業評価により **Best Teacher** 賞 に選ばれた教員がティーチングにおける実践や工夫に関するレクチャーを年一回実施している。この場ではティーチングに関する疑問や悩みについての質疑応答も行われている（添付資料 2-16）。新任教員はこのような教育力向上の活動を通じて、本専攻の授業方法等を確認することができる。例えば授業を他の教員と分担する場合には、教科書を含めた授業内容の細かい調整等を行い、教員同士の話し合いを重ねて授業の質を高めることに繋げている。また、教育会議構成委員である教員の授業に関しては新任教員に対して公開していることを周知し、教授経験の少ない実務家教員においては分野の近い教員の授業を参観し、自身の授業方法等の向上に役立てている（添付資料 2-17）。さらに、全学で開催されている **FD** セミナー等に参加することを専攻として推奨し、授業の構成やシラバスの作成についても質の向上を図るようにしている。なお、例年公共政策大学院の **FD・SD** 研修会を全学組織である相談支援研究開発センターと連携して実施しており、2021（令和3）年度のテーマはストレスコーピングを踏まえた学生対応に関するものであった。

（添付資料 2-18）（評価の視点 2-30）

実務家教員や実務経験を有する特任教員は基本的に任期があるため、教育上の指導能力は新任教員に対する上記の取組により向上を図ることができるが、その他にも本専攻では実務と連携した授業科目が多くあり、事例研究については、共同授業として研究者教員と実務家教員がペアとなって提供している科目がある。元々は理論と実務の関連を学生が理解しやすいようにするための措置であったが、教員においても共同で授業を実施することにより、研究者教員の実務上の知見の充実と実務家教員の教育上の指導能力を高めることに繋がっている。また、既述のとおり、本専攻には寄附講座が複数設置されている。各寄附講座には運営委員会を設置しており、同委員会に研究者教員が参画することにより、社会と連携している寄附講座の運営を通じて、実務的な知見を深めることを可能にしている。（評価の視点 2-31）

全ての授業科目において、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を公共政策大学院ホームページの在校生用掲示板で公表している（添付資料 2-19）。アンケートは、教育会議の下に設置している教育方法助言委員会（添付資料 2-17）が策定し、各学期の授業最終日に学務システム（**UTAS**）のアンケート機能を利用し、全ての受講学生に回答を指示している。アンケート内容は、17の質問事項及び自由記入欄を設けており、学生から当該授業科目に対する感想や要望を積極的に記入させている。これらの授業評価アンケートの結果は、教育方法助言委員会の下で各評価項目の全体の平均と各教員の評価を示したものと、学生からの授業に対する具体的感想等を記したものにまとめられ、各教員へフィードバックしている。各教員は、その結果を授業改善に資する情報として活用している。また、2021（令和3）年度においては学務委員会履修指導担当が学生自治会、社会人学生を対象に教育・学生生活等に関するヒアリングを実施した。それらの意見を踏まえ、学務委員会カリキュラム担当へフィードバックするプロセスにおいて、**Capstone**

演習や M1 セミナーの必要性が検討され、2022（令和 4）年度における実装へとつながった。

なお、国際プログラムコース（MPP/IP）では修了生全員に対して修了時インタビューを実施し、2 年間の本専攻における勉学経験についてのヒアリングを行っている。このインタビューは第 1 期生から継続的に行っておりその評価結果を学務委員会カリキュラム担当において点検・検討し、次年度のカリキュラム編成・改善に生かしている。（評価の視点 2-32、2-34）

本専攻において教育課程連携協議会に相当する組織は運営諮問会議であり、以前から学外の有識者で構成される同会議において、専門職課程における外国人留学生と日本人学生の一層の交流の必要性、社会との一層の連携強化などが提言されてきた。こうした提言を受け、留学生との交流については入学後の修士 1 年生を対象とした M1 セミナーを 2022（令和 4）年度より実施した。これは 4 月入学の修士 1 年生（日本人が中心）と前年の 9 月入学者（外国人留学生が中心）を対象として、入学時期・国籍をミックスした複数のグループを形成し、グループワークを課すものである。最終的には各グループがグループワークの発表を行った。40 分×8 回で行い使用言語は英語としたが、その中で留学生と日本人学生の相互交流が相当程度深まった。また、社会との連携強化については、2022（令和 4）年度より Capstone 演習を一部の授業科目で実施し、外部の専門家を授業に関与させることで、実社会で実際に検討されている政策課題について提示を受け、受講生が研究した研究成果をフィードバックし、外部協力者に評価していただくという取り組みを行った。（評価の視点 2-33）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-16：公共政策大学院 FD ミーティング
- ・添付資料 2-17：公共政策学教育部教育向上体制規則
- ・添付資料 2-18：全学 FD セミナー
- ・添付資料 2-19：授業アンケート集計結果 2021（令和 3）年度夏学期、冬学期

（3）成果

項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用

各公共政策系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-35：修了者の進路状況等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表していること。（「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項）〔F 群、L 群〕

2-36：固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F 群〕

<現状の説明>

各年度における修了者の進路は、定期的に把握しており、国家公務員等官公庁への就職者が一番多い。国家公務員等への就職者数は、毎年 30 名前後（就職者数の約 30%強）と最も多く、公務員をはじめとする政策の形成、実施、評価の専門家を養成するという本専攻の目的のための教育成果が上がっていると判断することができる。また、修了生の中には民間セクターに進む者も

多いが、現代の世界では官だけで公共政策上の目的を達成することは不可能であり、緊密な官民協力が不可欠である。したがって、民間セクターにも公共政策について熟知した人材が存在することが必須である。進路については、修了時にアンケート調査を実施し、就職先、業種を把握し、業種の分類及び企業名を公共政策大学院のホームページで公表している（添付資料 2-20）。（評価の視点 2-35）

修了者の進路の状況

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
就職 (復職者 含む)	官公庁	20	18	13	19	12
	外国の官公庁	8	14	16	14	12
	金融・保険	22	19	22	22	15
	コンサルタント	16	13	8	13	15
	IT・メディア	9	7	12	6	4
	製造業	5	1	6	5	6
	その他	13	17	20	28	9
	小計	93	89	97	107	73
進学		8	8	9	10	9
その他		15	15	20	17	20
合 計		116	112	126	134	102

2019（令和元）年度～2022（令和4）年度夏学期の授業アンケートの学生の回答結果の平均では、「b.授業の内容は全体的によく整理されていた」との回答が82.5%（「強くそう思う」40.2%と「そう思う」42.3%を合わせた回答）、「d.授業内容概略及びシラバスは参考になった」が83.3%（「強くそう思う」38.8%と「そう思う」44.5%を合わせた回答）、「e.配布されたレジメや資料は適切であった」が51.6%（「強くそう思う」19.2%と「そう思う」32.4%を合わせた回答）、「h.授業を受けてこの学問分野をさらに勉強したい気持ちになった」が86.2%（「強くそう思う」40.9%と「そう思う」45.3%を合わせた回答）であり、概ね8割を超える学生が良好に評価している。また、「c.教師のディスカッションの進め方や質疑応答はわかりやすいものだった」が88.3%（「強くそう思う」50.7%と「そう思う」37.6%を合わせた回答）、「f.質問や発言を通じて、授業に参加したという感じをもった」83.0%（「強くそう思う」39.3%と「そう思う」43.7%を合わせた回答）、「g.授業内容について理解し消化できた」81.9%（「強くそう思う」36.7%と「そう思う」45.2%を合わせた回答）であり、これらの項目に関しても、8割を超える学生は肯定的な回答をしている。さらに、「a.授業は総合的にいって満足いくものであった」との回答は81.3%（「強くそう思う」35.6%と「そう思う」45.7%を合わせた回答）であり、本専攻が提供している教育について概ね学生は満足しており、授業に対する評価は高いことから、一定の教育の成果は上がっているものと考えられる。なお、授業アンケート結果は集計後、授業担当員に送付し、次年度の教育内容・方法の改善に活用している。（評価の視点 2-36）

授業アンケートによる学生の満足度の年度別内訳（2019年度～2022年度夏学期）

主な質問項目	2019年度 (回答数 1,870)		2020年度 (回答数 1,796)		2021年度 (回答数 2,003)		2022年度(夏) (回答数 896)	
	そう思 う	強くそ う思う	そう思 う	強くそ う思う	そう思 う	強くそ う思う	そう思 う	強くそ う思う
授業は総合的にいって満足のいくものであった。	51.1%	30.2%	46.2%	31.0%	43.4%	36.3%	42.3%	44.8%
授業の内容は全体的によく整理されていた。	47.2%	34.5%	39.3%	40.0%	38.2%	45.7%	44.5%	40.6%
教師のディスカッションの進め方や質疑応答はわかりやすいものだった。	46.0%	37.1%	32.6%	59.7%	33.6%	59.7%	38.4%	46.1%
授業内容概略及びシラバスは参考になった。	51.2%	32.8%	40.3%	38.6%	40.9%	41.3%	45.5%	42.5%
配布されたレジメや資料は適切であった。	35.1%	21.6%	26.0%	6.1%	26.9%	6.2%	41.6%	43.0%
質問や発言を通じて、授業に参加したという感じをもった。	48.1%	34.0%	45.1%	38.4%	42.9%	42.9%	38.7%	41.9%
授業内容について理解し消化できた。	49.0%	31.7%	41.3%	39.6%	41.4%	42.3%	49.1%	33.3%
授業を受けてこの学問分野をさらに勉強したい気持ちになった。	47.1%	34.8%	42.9%	42.6%	47.9%	46.6%	43.3%	39.7%

<根拠資料>

- ・添付資料 2-20：東京大学公共政策大学院ホームページ_2021年度修了者の進路について
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/news/2022-06-03-35467/>

【2 教育内容・方法・成果の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本専攻では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、体系的なカリキュラムを多様な教育方法による授業科目を通じて展開し、国際的な視野を広めるために必要な英語による授業科目を提供している。授業内容、授業計画、成績評価の基準に関しては、学生に対して明示し、学生による授業評価アンケートは、全ての授業科目において実施し、授業改善に資する情報として活用している。修了生の進路については、国家公務員等への就職者が最も多いことから、公務員をはじめとする政策の形成、実施、評価の専門家を養成することの役割を果たしている。また、改善のための組織的な研修（FD）については、教育部長主導の下、新任教員に対する教育力向上のためのFD活動に組織的に取り組み、FDミーティング、授業参観、全学FDセミナーへの参加等を通じて、教育上の指導能力の向上を図っている。

なお、学生による授業評価アンケートに関しては、日本語科目、英語科目のそれぞれに対応するよう日英で全ての科目に対して実施し、アンケート結果は各評価項目の全体の平均と各教員の評価を示したものと、学生からの具体的な感想等を記したものにまとめて各教員に通知しているほか、カリキュラム委員会には全てのアンケート結果を共有し、全体的に評価項目等の確認を行い、次年度のカリキュラム編成の参考としている。また、固有の目的に即した教育の成果に関しては、授業科目に対する学生の満足度から一定の成果が上がっていることが把握できている。2021（令和3）年度には、現在、社会で活躍している修了生に対し大規模なアンケート調査を行った結果、本専攻で受けた教育に相当程度満足し、かつ本専攻で身に着けた知見がキャリア形成上も有意義

であったと感じていることが分かった。今後とも定期的にこのようなアンケート調査を行い、修了生のキャリア形成について追跡調査をしていきたいと考えている。

(2) 改善のためのプラン

授業評価アンケートについては、国際プログラムコースの学生が修了する際に実施しているインタビュー結果を、教育会議において情報共有している方法を参考にして、アンケートの自由回答欄を中心に、各教員の授業改善の参考となるグッドプラクティス事例の概要等を作成し、運営会議等の会議体を通じて情報共有を行う。さらにそのようなグッドプラクティスが教員全員に共有されるよう、FDセミナーなどを通じて議論を深めていく。

また、固有の目的に即した教育成果に関して、授業科目の学生の評価とキャリアとの関連性等について調査することを検討し、教育の向上に資するような取組を行う。

なお、前述のように、2022（令和4）年度から、M1セミナーとCapstone演習という新たな取り組みを開始しており、修了時のアンケート調査や聞き取り調査などを実施し、今後の改善に資する予定である。

3 教員・教員組織

項目 11：専任教員数、構成等

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務を架橋する教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性にも考慮することが望ましい。

<評価の視点>

3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群、L群〕

3-2：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕

3-3：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。（「専門院」第5条）〔F群、L群〕

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

3-4：専任教員に占める実務家教員の割合は、公共政策系分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）〔L群〕

3-5：専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕

3-6：実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。（「告示第53号」第2条第2項）〔L群〕

3-7：専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。（「専門院」第5条第2項、「告示第53号」第1条第2項）〔L群〕

3-8：公共政策系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論性を重視する科目及び実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔F群〕

3-9：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準及び手続によって行われていること。〔F群〕

3-10：専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。（「大学院」第8条第5項）〔F群〕

3-11：教員構成では、職業経歴、国際経験、性別等の多様性をどのように考慮しているか。〔A群〕

<現状の説明>

公共政策学専攻における、専任教員数の法令上の基準は、

- ①. 法学系の修士課程の研究指導教員(5名)の1.5倍＝7.5→7名
- ②. 法学系の修士課程の研究指導補助教員数＝5名
- ③. 学生の収容定員（135名×2年）÷教員一人あたりの担当学生数(修士課程20名×3)

4 = 15名) = 18 → 18名

であり、①+②または③より算出される人数のいずれか、多い方を基準値とすることになる。これにより、本専攻の基準は18名となる。

本専攻の2022(令和4)年度の専任教員は29名(うち実務家教員5名、実務家・みなし専任教員3名)で、この人数は、公共政策分野の専門職大学院における専任教員の必置数に定められている基準(18名以上)を満たしている。なお、専任教員29名のうち、21名は博士後期課程との兼担である。また、教授の数(24名)についても、法令上必要とされる専任教員数の半数(9名)以上を満たしている。本大学院の専任教員29名のうち、5名が他研究科を兼任しているが、博士後期課程の一専攻のみであり、法令を遵守している。(評価の視点3-1、3-2、3-7)

専任教員の選考にあたっては、法学政治学研究科又は経済学研究科に推薦を依頼し、推薦のあった候補者については、教授会の下に設置された人事委員会において、研究・教育実績、人物、指導力等を面接において審査し、教授会の承認を得て候補者として選考している。実務家専任教員については、教授会に選考委員会を置き、研究実績、人物、指導力に加え高度な実務実績を有しているか調査を行い、結果を教授会に報告している。さらに、教授会においては、担当授業科目への適合性、教育効果を慎重に考慮したうえで、審議して候補者として選考している。(評価の視点3-3)

実務家教員の選考にあたっては、中央省庁等において5年以上の実務経験を有する者について、教授会の下に設置された人事委員会の審査において面接を行うことにより、高度の実務能力を有するものと判断された者を、運営会議を経て、教授会において審議し、候補者として選考している。また、実務家教員を8名配置しているが、公共政策分野の専門職大学院における専任教員の必置数に定められている基準(18名)により求められる実務家教員の数(6名)であるため、設置基準を満たしている。(評価の視点3-4、3-5)

実務家教員の中に、みなし専任教員を3名配置しており、1年につき6単位以上の授業科目を担当している。また、本専攻の入学試験において、書面審査委員、口述試験委員を担当しており、本専攻の教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っており、基準を満たしている。(評価の視点3-6)

本専攻における、基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究における専任教員と専任教員以外の担当科目数は、次の「専任教員等の授業科目の担当状況」のとおりである。また、基幹科目及び展開科目における実践的な科目(36科目)と実践科目(28科目)については、実務家教員又は実務経験のある教員等が担当し、基幹科目及び展開科目において理論性を重視する科目については、研究者教員が担当することとしている。(評価の視点3-8)

専任教員等の授業科目の担当状況(2022(令和4)年度)

	基幹科目	展開科目	実践科目	事例研究
専任教員等(法学政治学、経済学所属教員含む)	52	63	9	25
特任教員等	2	16	3	7
学内他部局教員	2	17	8	3

非常勤講師	9	30	7	20
計	65	126	27	55

政策の作成、執行、評価に関する基礎的な知識を身につけることを目的とした基幹科目の全 65 授業科目における本専攻の専任教員、本学法学政治学研究科又は経済学研究科に所属する教授・准教授・講師とその他の教員の担当状況は、次の「基幹科目担当教員の職位等の内訳」のとおりとなっている。非常勤講師によって担当されている授業科目は 9 科目であり、教育上のコアにあたる授業科目については、専任教員等の教授・准教授が主に担当している。また、兼任・兼任教員が基幹科目を担当する場合、関係教員の申し出により、研究部長が発議し、教育会議の議を経ることが定められており、非常勤講師が担当する科目については、カリキュラム委員会及び運営会議で適切性などを確認の上、教育会議の議を経ている（添付資料 3-1）。（評価の視点 3-9）

基幹科目担当教員の職位等の内訳（2022（令和 4）年度）

	専任教員等（法学政治学、経済学所属教員含む）	特任教員等	学内他部局教員	非常勤講師
教授	46 名	1 名	2 名	9 名
准教授	5 名	2	—	
講師	1	1 名	—	

専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏ることなく、50 歳未満 34%、50 歳以上 55 歳未満 24%、55 歳以上 60 歳未満 21%、60 歳以上 21%となっており、40 代～50 代前半を中心にしながら、年齢層のバランスに配慮している構成となっている。（評価の視点 3-10）

専任教員の年齢構成（2022（令和 4）年 5 月 1 日現在）

	50 歳未満	50-55 歳未満	55-60 歳未満	60 歳以上	計
専任教員数	10 名	7 名	6 名	6 名	29 名
割合	34%	24%	21%	21%	100%

専任教員 29 名には、実務家教員が 8 名、外国人教員が 4 名、女性教員が 6 名含まれており、多様性を考慮した構成となっている。（評価の視点 3-11）

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：公共政策大学院の教員人事に関する内規（9 条）

項目 12：教員の募集・任免・昇格

各公共政策系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手

続等を定め、その公正な運用を図ることが必要である。

<評価の視点>

3-12：教授、准教授、助教、講師、客員教員、任期付き教員等の教員組織の編制方針を有しており、それに基
づいた教員組織編制を行っていること。〔F群〕

3-13：教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続に関する規程を定め、運用しているこ
と。〔F群〕

<現状の説明>

本専攻の教員組織編制に関しては、本専攻の特色の一つである法学、政治学、経済学の各分野をバランスよく配置している教育課程を前提にして、法学政治学研究科及び経済学研究科との連携により、教員組織もそのバランスには常に配慮して編成している。2022（令和4）年度の法学政治学研究科又は経済学研究科に所属する教員を含めた専任教員等の配置状況は、基幹科目では法律系10名、政治系12名、経済系12名、展開科目では法律系14名、政治系15名、経済系12名となっている。（評価の視点3-12）

本専攻は法学政治学研究科と経済学研究科との連携の下に運営されているため、公共政策大学院の教員人事に関する内規第4条により（添付資料3-1）、専任教員の採用については、法学政治学研究科又は経済学研究科に推薦を依頼し、両研究科に所属する教員のうちから推薦のあった候補者について、両研究科からのバランス等を考慮して、教授会の議を経て決定している。常勤の実務家教員については、教授会により選考委員会を設置し、専攻する分野の候補者を幅広く選び出し、研究業績、教育経験、実務実績及び教員の年齢バランス等を総合的に評価して候補者を選出し、教授会で選考委員会からの報告を経て審議決定することとしている。（評価の視点3-13）

<根拠資料>

- ・添付資料3-1：公共政策大学院の教員人事に関する内規（2条、4条）

【3 教員・教員組織の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

専任教員、実務家教員等の人数や能力等について法令上必要とされる要件に関しては、教員の選考手続を含めて適切な状況にあるが、今後は、本学が目指すべき理念や方向性を示した「UTokyo Compass」で掲げる女性教員の採用をより進め、多様性を高めて行くことが課題と考えている。

（2）改善のためのプラン

上述のとおり、本専攻は法学政治学研究科と経済学研究科との連携の下に運営されており、専任教員の採用にあたっては両研究科からの推薦による配置換のため、女性教員の配置を管理することは難しい状況ではあるが、任期付き教員からテニユアへの切り替えや、部局に対する支援制度などを積極的に利用することで、女性教員の比率を高めることを検討する。また、教員採用にあたって「アンコンシャスバイアス」が障害となるという議論もあるため、この問題に関するe-learningなどにも取り組んでいきたい。

4 学生の受け入れ

項目 13：学生の受け入れ方針、定員管理

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法、手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されていることが必要である。さらに、入学者選抜の方法等について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

各公共政策系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第165条の2第1項、第172条の2第1項）〔F群、L群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準、方法及び手続を設定していること。〔F群〕

4-3：選抜方法及び手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。〔F群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準及び方法に適った学生を受け入れていること。
〔F群〕

4-5：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F群〕

4-6：入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第10条第3項）〔F群、L群〕

4-7：入学者選抜の方法など学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

学生の受け入れ方針は、全学の大学院課程としての方針が定められ、全学の方針を踏まえ、本教育部において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と一貫性のあるものとして専門職学位課程の方針を定めている。

東京大学の大学院課程における入学者受入方針

東京大学の使命と教育理念

1877年に創立された我が国最初の国立大学である東京大学は、国内外の様々な分野で指導的役割を果たしうる「世界的視野をもった市民的エリート」（東京大学憲章）を育成することが、社会から託された自らの使命であると考えています。このような使命のもとで本学が目指すのは、自らよって立つ歴史や文化に深い理解を示すとともに、国際的な広い視野を持ち、高度な専門知識を基盤に、問題を発見し、解決する意欲と能力を備え、市民としての公共的な責任を引き受けながら、強靱な開拓者精神を発揮して、自ら考え、行動できる人材の育成です。

期待する学生像及び入学者選抜の基本方針

東京大学は、このような教育理念に共鳴し、健全な倫理観と責任感を備え、強い意欲を持って学ぼうとする志の高い皆さんを、日本のみならず世界の各地から積極的に受け入れます。東京大学が求めているのは、本学の教育研究環境を積極的に最大限活用して、自ら主体的に学び、各分野で創造的役割を果たす人

間へと成長していこうとする強い意志を持った学生です。何よりもまず大切なのは、上に述べたような本学の使命や教育理念への共感と、本学における学びに対する旺盛な興味や関心、そして、その学びを通じた人間的成長への強い意欲です。自らの興味・関心を生かして主体的に幅広くさらに専門分野における深い学び、その過程で見出されるに違いない諸問題を関連づける広い視野、あるいは自らの問題意識を掘り下げて追究するための深い洞察力を真剣に獲得しようとする人を東京大学は歓迎します。

このような期待する学生像に沿って、各研究科等の特性に応じた入学者選抜を実施します。

公共政策学教育部の専門職学位課程における入学者受入方針

東京大学大学院公共政策学教育部は、教育研究上の目的に定める人材を養成するため、以下の資質を持つ学生を求める。

- ・ 大学院で獲得した高度な専門知識と実務的な能力を礎に、高い倫理観をもった公共政策に関わるプロフェッショナル及びリーダーとして内外での活躍を目指す人。
- ・ 現代社会が直面する諸課題を適切に認識し、これらの課題に対する対応策を構築・評価して、国民にこれらを伝達し、合意を形成することが出来る人。
- ・ 政策立案、実施、評価能力の基礎となるレベルの高い法律学、政治学、経済学についてバランスよく学習し、これを具体的な実践と結びつけることができる人。なお、大学の専門教育において法学・政治学・経済学・国際関係論などを学んでいることが望ましい。

入学者選抜においては、以下の点が問われる。

- ・ 志望分野に関する知識とともに、公共政策学全般にわたって基礎知識をもっていること。
- ・ 志望分野において自らが主体的に問題を発見し、自らが有する専門知識に基づいてそれを解決する能力をもつ人材になりうる基礎をもっていること。
- ・ 将来国際的な場でも活躍しうる語学能力の基礎をもっていること。

選抜は、入学願書審査、外国語審査、筆記試験、口述試験の全て又は一部により、総合的に判断して行う。

上記の入学者受入方針については、東京大学のホームページに掲載され、学内外に公表されている（添付資料 2-1）。（評価の視点 4-1）

入学者受入方針に基づき、入学者の選抜に関して、国際プログラムコースを除く、法政策コース、公共管理コース、国際公共政策コース、経済政策コースでは、第一次選抜として、入学願書の審査（学業成績の審査を含む）・外国語の審査・エッセイの提出（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2022（令和4）年度入学者選抜（一般選抜）から専門科目試験の代替措置）を行い、第一次選抜の上位者に対して、第二次選抜として口述試験を行っているが、各審査・試験の方法や手続等は公共政策学専攻入学者選抜規則（添付資料 4-1）として定めている。また、出願時に官公庁・企業等に在職中であり、2年以上の実務経験を有する者で、入学時以降も在職の見込みの者を対象とする、職業人選抜を実施しており、入学定員のうち若干名を募集している。なお、職業人選抜では第一次選抜において専門科目試験を課さない点が一般選抜とは異なっている（添付資料 1-5）。（評価の視点 4-2）

教育研究上の目的に沿って求める学生像や入学選抜の方法については、募集要項に明示し（添付資料 1-4、1-5）、毎年入試説明会を実施しているが、入学志願者から事前に質問を収集し、定型的な回答に対しては FAQ としてホームページ上に公表するとともに、非定型的な質問に対しては Email にて個別回答している。また、募集要項は、公共政策大学院のホームページにおいて公表

している（添付資料 4-2）。（評価の視点 4-3）

本専攻の入学者受入方針に適った学生を選考するために、具体的に以下の審査・試験により入学者選抜を実施している。

①入学願書の審査

入学願書には、所定の様式により、学業以外の活動の経過、大学院での学習計画及び学習計画と将来志望する進路との関係などについて記載したもの及び出身大学の学業成績を添付するものとしている。職業人選抜による出願者には、職業人としての経験から得られた知見、問題意識などに関して、所定の書式によるエッセイを入学願書とともに提出させている。願書審査はこれらの事項を総合的に判断して行う。

②外国語の審査

本専攻では共通の外国語として英語を用いており、すべての受験者は英語の能力を示すため、TOEFL の成績を提出しなければならない。ただし、英語を公用語とする国に所在する大学を卒業した者は、卒業証明書を提出すれば、TOEFL の成績票の提出を免除する場合がある。なお、英語以外の言語の能力を示すために、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。これは第一次選抜における総合的判断の材料として用いている。

③専門科目審査

受験者の多様なバックグラウンドにこたえるため、2019（令和1）年度入学者選抜までは6つの試験区分を設けていたが、2020（令和2）年度入学者選抜からはそのうちの1つを廃し、以下の5つの試験区分となった。また、従来筆記試験を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2022年度入学者選抜から筆記試験に代えて専門科目審査として、事前に公開するテーマに関するエッセイを提出させている。（添付資料 1-4）

試験区分	提出するエッセイの科目名
1) 法律	行政法、国際法
2) 行政	政治学（行政学を含む）、行政法
3) 政治	政治学（行政学を含む）、国際政治
4) 国際関係	国際法、国際政治
5) 経済学	経済学（マクロ経済学、ミクロ経済学）

なお、従前から職業人選抜は、入学願書審査におけるエッセイが筆記試験の代わりとなっている。

④口述試験

入学願書審査、外国語審査、専門科目審査を総合的に判断したうえで、その上位者について口述試験を行う。口述試験は、受験者1名に対し、受験生の専門分野に係る教員3名が面接する形式により行っている。

なお、国際プログラムコースの入学者選抜は、本専攻が広く職業人学生を受け入れる傾向に合わせて、Professionals (PR)と Fresh graduates and early career professionals (FE) の2つの入試区分を設け、第一次選抜として、志望動機、出身大学の成績証明書、英語能力証明書等の出願書類と Kira Talent (オンラインによるビデオ/記述評価システム) の審査、第二次選抜として口述試験の2段階プロセスで、総合的に判断している。また、世界40か国以上からの出願者があり、近年は増加傾向にあるが、政治・法律分野、経済分野、実務家教員の各分野からバランスよ

く委員を選出し、3名体制で書類審査及び口述試験を行う審査体制を整えている。本専攻の入学選抜においては、固有の目的に沿った学生の受け入れ方針に基づく選抜を行うため、面接に力を入れていることは特色の一つである。学業成績や専門科目審査、TOEFLの点数だけでは本専攻の教育課程における適性を十分に見極めることができないことから、本専攻では第一次選抜合格者の全員（2022（令和4）年度入学試験の口述試験受験対象者は258名）に対して、十分な時間を確保して面接を行っている。

以上の審査・試験を組み合わせることにより、多様かつ適切な学生を受け入れている。（評価の視点4-4）

障がいのある受験者に対しては、配慮を希望する場合は出願時に申し出るように募集要項に明記し、申し出があった場合には、障がいの種類や程度に応じた措置を行うこととしているが、その際には、障がいのある者が受験上不利にならないよう専門的な知見をもつ全学のバリアフリー支援室と連携して対応に当たっている。（評価の視点4-5）

本専攻の入学定員は2020（令和2）年度入学者より110名から135名への定員増が認められているが、入学定員に対する入学者数は、過去3年間では2021（令和3）年:130人、2020（令和2）年:128人、2019（令和元）年127人、入学定員充足率は平均102.2となっている。また、学生収容定員に対する在学学生数は、270名に対し273人となっており、充足率は101.1%となっている（2022（令和4）年5月時点）。これらの現状から、入学定員、学生収容定員は適切に管理されている（基礎データ表5、表6）。（評価の視点4-6）

国際化を推進するため、国際プログラムコースの中に、日本政府のODAにより世界銀行（WB）、アジア開発銀行（ADB）、国際通貨基金（IMF）、国際協力機構（JICA）などがそれぞれ行っている奨学金プログラムによるアジアを中心とした世界各国の省庁・中央銀行などに在職する優秀な若手職員を留学生として受け入れている。また、国際プログラムコースに優秀な職業人を誘致するため、アジアの新興諸国の主要省庁・中央銀行や政府奨学金プログラム担当機関等へのリクルート活動を継続して実施してきた。新型コロナ感染症拡大により、直接出向いて説明会を行うことが出来なくなったため、オンラインによるウェビナー形式のプログラム説明会を「Discover GraSPP」シリーズとして一般公開で開始し、教員によるミニレクチャーや修了生の体験談などを盛り込んで開催した。ウェビナー形式にしたことにより、一つの国にこだわらず、入学志願者の関心のテーマごとに開催することで、入学選抜の方法や本大学院が求める人材像、本大学院で学べること等について広く社会に公表することが出来た。（添付資料4-3）（評価の視点4-3、4-7）

Discover GraSPP 開催実績（2021（令和3）年度）

開催日	タイトル	対象（参加者数）
8月19日	Discover GraSPP for Aspiring Public Policy Professionals in Nepal	ネパールの行政官など（50名）
8月27日	Discover GraSPP for Aspiring Public Policy Professionals in the Philippines	フィリピンの行政官など（67名）
10月1日	Discover GraSPP for Aspiring Current and Future Public Policy Professionals	全世界、DD/Exを紹介（131名）

10月8日	Discover GraSPP for Aspiring Public Policy Professionals	アジア域内の職業人中心 (151名)
10月30日	Discover GraSPP for Aspiring Public Policy Professionals	アジア諸国の行政官など (202名)

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：東京大学ホームページ_教育情報の公表_学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400190543.pdf>
- ・添付資料 4-1：公共政策学専攻入学者選抜規則
- ・添付資料 1-4：東京大学公共政策学教育部専門職学位課程学生募集要項 令和5（2023）年度（1頁、3頁）
- ・添付資料 1-5：東京大学公共政策学教育部専門職学位課程学生募集要項〔職業人選抜〕令和5（2023）年度（1頁、3頁）
- ・添付資料 4-2：公共政策大学院ホームページ_入学案内_募集要項・入学願書 <http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/admissions/application-guide-and-form/>
- ・添付資料 4-3：奨学金プログラム（国際プログラムコース） <https://www.pp.u-tokyo.ac.jp/en/mppip/admissions/scholarships/>
- ・基礎データ 表5、表6

項目 14：入学者選抜の実施及び検証

各公共政策系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を継続的に検証することが望ましい。さらに、入学者選抜の実施・検証においては、固有の目的に即し、体制、方法等の面で特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

4-8：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F群〕

4-9：学生の受け入れ方針、選抜基準、方法等を継続的に検証しているか。〔A群〕

4-10：入学者選抜の実施や検証の体制又は検証の方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

〔A群〕

<現状の説明>

入学者選抜については、入試体制等を定めた公共政策学教育部における公共政策学専攻入学者選抜規則に基づき、教育会議の下に入学者選抜実施委員会を設置している。同委員会は、委員長及び委員3名で構成し、委員長は入学試験の実施に関する一切の責任を負うこととされている（添付資料 4-4）。この責任体制の下、複数の教員による書類選考、専門科目審査（エッセイに関するテーマの作成・採点）、面接により合格候補者の選定まで行っている。合格者の決定は、入学者選抜実施委員会の下、書類選考、専門科目審査、口述試験（面接）に携わった全ての教員からなる拡大入学者選抜実施委員会を設け、原案を策定し、教育会議の承認を得て行っている。国際プロ

グラムコースについては、教育会議の下に国際プログラム入学者選抜実施委員会を設置している。同委員会は、委員長1名及び委員5名程度で構成し、入学者選抜実施委員会とは独立して機能するものとしている（添付資料4-5）。この責任体制の下、書面審査委員及び口述試験委員からなる拡大国際プログラム入学者選抜実施委員会を設け、厳重な書類審査、オンラインによる面接により口述試験を実施し、合格候補者を選定し、教育会議の承認を得て合格者を決定している。（評価の視点4-8）

本専攻は、公共政策系の専門職大学院として、2020（令和2）年4月1日付け学校教育法施行規則の一部改正により、大学院課程についても「三つの方針」の策定・公表、及び一貫性の確保が義務化されることに合わせ、大学全体で各研究科の入学者受入方針についても改めて見直し、2020（令和2）年4月に新たな方針を公表している。また、近年、国際プログラムコース以外のコースにおいても、本専攻への留学生の志願者が増加傾向にあり、入試実施委員会等で実際の審査方法における対応策等について検討を重ね、面接における手順等の見直しを行っている。なお、例年、入試終了後に入試実施委員会においてレビューを行い、その結果に応じて、教育会議等にフィードバックする検証体制となっている。（評価の視点4-9）

本専攻は、公共政策系の専門職大学院として、135名の入学定員であるが、広く公共政策に関わる政策のプロフェッショナルを養成するため、全てのコースの選考過程において、第1次選抜合格者全員に対して十分な時間を確保した面接の実施を、設立当初から重視している。さらに面接は複数名によることを基本としているため、多くの実務家教員も面接に携わるようにし、実務の視点からも受験者の本専攻の教育課程への適性を判断する選考を行うことが可能な実施体制としている。また、国際プログラムコースの入学者選抜において、本専攻が広く職業人学生を受け入れる傾向に合わせて、2021（令和3）年度入試から、Professionals (PR)と Fresh graduates and early career professionals (FE) の2つの入試区分を設けた。さらに、志願者が増加傾向にあるが、政治/法律分野、経済分野、実務家教員の各分野からバランスよく選考を行うため、3名体制で書類審査及び口述試験を行う審査体制を整えた。（評価の視点4-10）

<根拠資料>

- ・添付資料4-4：大学院公共政策学教育部における入学試験マニュアル 専門職学位課程（公共政策学専攻）<抜粋>
- ・添付資料4-5：大学院公共政策学教育部における入学試験マニュアル（国際プログラムコース）<抜粋>

【4 学生の受け入れの点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本専攻では、入学者受入方針を学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と一貫性のあるものとして定め、国際プログラムコースを除く4つのコースでは、入学願書の審査、外国語の審査（原則としてTOEFLの成績）、専門科目審査及び口述試験を実施し、出願時に官公庁・企業等に在職中で、入学時以降も在職の見込みの者を対象とする、職業人選抜も併せて実施している。国際プログラムコースは、別に入学願書等の審査・外国語の審査及び口述試験を行っている。これらの選抜は、公共政策学専攻教育会議の下の入学者選抜実施委員会及び国際プログラム入学者選

抜実施委員会により合格候補者の選定を行い、教育会議において決定している。また、過去3年間の入学定員の充足率の平均は102.2%、2022（令和4）年5月現在の学生収容定員の充足率は101.1%であり、入学定員、学生収容定員ともに適正に管理されている。

国際プログラムコースについては、海外の他大学との国際的な教育研究環境の競争がますます激化しているため、優秀な留学生の獲得に向けて、国際標準的かつ出願者数の増加にも対応できる独自のオンライン出願システムを構築し、2019（令和1）年度入試から運用を開始している。また、コロナ感染症拡大に対応するため、国際プログラムコースを除く4つのコースにおいてもオンライン出願システムを構築し、2021（令和3）年度入試から運用を開始している。なお、これと同時に口述試験についても従来の対面方式からオンライン方式へと変更した。こうした取り組みにより、海外在住者が出願しやすくなる環境を整備しつつある。（評価の視点4-10）

一方、出願手続きにおいてはオンライン出願のみでなく出願書類の郵送も要求しているため、出願者の負担という点で改善の余地がある。また、海外においては証明書類の電子化が進んでおり、オンライン出願上の書類も含めその信憑性の確認手法等DXに対応した出願手続フローの精査が課題となっている。

（2）改善のためのプラン

郵送する出願書類の簡素化を入学者選抜実施委員会等において検討する。また、とりわけ国際プログラムコースにおいては、海外の他大学との国際的な教育研究環境の競争という観点から、電子化された証明書類やオンライン上の個人情報の取り扱いは世界標準的なものであることが望ましいため、これについても入学者選抜実施委員会等において検討するが、大学全体の取り扱いとの整合性に留意する必要がある。

5 学生支援

項目 15：学生支援

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の支援体制等にもよりながら、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を整備し、学生が学習に専念できるよう図ることが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者に対する支援体制も整備し、支援等を行うことが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-4：障がいのある者に対する支援体制を整備し、在籍する学生の必要に応じて支援を行っていること。〔F群〕

5-5：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-6：社会人学生や留学生のための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-8：学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本学では、大学構成員を対象とした相談業務の支援機能の強化を図ることを目的とした「学生相談ネットワーク本部」を2019（令和1）年10月1日付けで改組し、「相談支援研究開発センター」を設置した（添付資料5-1、5-2）。同センターは、それまで行ってきた相談支援業務を引き継ぎ、さらに留学生支援や学生の就労支援・キャリア開発支援を加えて相談支援活動を拡充展開し、さらなる支援体制の充実を図っている。同センターの相談部門は「総合窓口（なんでも相談コーナー）」、「学生相談所」、「精神保健支援室」、「コミュニケーション・サポートルーム」、「留学生支援室」、「女性研究者支援窓口」により組織されているが、総合窓口においては心理的問題や精神保健相談の関係のみならず、修学の相談や進路・就職に関する相談にも応じ、全学の相談施設の総合案内窓口として、学生がいつでも気軽に利用できるような体制を整備している（添付資料5-3）。なお、本専攻では、入学ガイダンスにおいて各相談施設の案内を行っている。（評価の視点5-1）

ハラスメントの防止については、全学として「東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領」（添付資料5-4）、「東京大学セクシャルハラスメント防止宣言」（添付資料5-

5)、「東京大学アカデミックハラスメント防止宣言」(添付資料5-6)が定められている。また、綱領においては、ハラスメント防止・救済のための体制として、「ハラスメント相談所」を設置してハラスメントの苦情相談を受け付けること等が定められている(添付資料5-7、5-8)。ハラスメント相談所では、相談窓口におけるセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメントなどの対応(添付資料5-9)のほか、ハラスメント防止のための研修会も実施し、学生への啓発活動を推進している。また、本専攻においても毎回の新入生ガイダンスにおいて同研修会を実施しており、加えて全学の取組についての周知を図っている。(評価の視点5-2)

経済的支援については、経済的理由等により授業料等の納入が困難でありかつ学業優秀と認められる場合には、選考のうえ、授業料等が免除または徴収が猶予される制度を設けている。また、日本学生支援機構(添付資料5-10)及び公益財団法人、地方公共団体等からの各種奨学金並びに授業料免除等に関する情報は、東京大学のホームページや公共政策大学院のホームページ(在校生掲示板)を通じて学生に対して提供され、本部奨学厚生課の窓口においては学生の個別の質問等にも対応している(添付資料5-11、5-12)。これらの支援制度により、授業料に関しては半額免除を含めると、例年100名程度が授業料免除を受けている。留学生には、各種財団の奨学金に関する情報を公共政策大学院の英語版のホームページ及び掲示により周知し、申請手続き書類の作成をサポートしている。その他、海外に派遣する学生の渡航等の費用の援助や2年次の学生を中心としてティーチングアシスタント(TA)に採用するなど、修学に関する補助も行っている。(評価の視点5-3)

学内制度による入学料免除・授業料免除について

項目	免除の種類・金額
入学料 282,000 円	全額免除 282,000 円 半額免除 141,000 円
授業料 535,800 円 (前期・後期 各 267,900 円)	期ごとに 全額免除 267,900 円 半額免除 133,950 円

障がいのある学生への支援に関しては、学生相談やハラスメント防止と同様に全学としての支援体制が整っている。本学では障がいのある学生が修学上不利を被ることのないよう、「バリアフリー支援室」を設置し、同支援室が各研究科等に助言を行いながら連携してサポートを行っている。同支援室は、各種の障がいに応じたサポートメニューや支援機器などを用意し、修学上支援が必要な学生の支援内容と方法について、学生とバリアフリー支援室、研究科等の支援実施担当者らが面談を行い、協議のうえ決定している。また、支援開始後も学期ごとに支援状況を確認し、学生の要望などについて関係者で調整を行っている。(添付資料5-13) なお、現在の本専攻において、24時間介護と車いす対応を必要とする留学生が在籍しており、バリアフリー支援室と連携し、修学上必要なサポートの相談・支援を行っている。(評価の視点5-4)

授業科目とは別に、国際社会において政策決定・実施の中核で活躍している行政官・国際機関職員・地方自治体の実務家や公共政策に携わっている修了生を招いたウェビナー「公共政策トーク」を年間数回のペースで開催している。このウェビナーでは、本専攻の学生や学部生、一般の社会人が、実務家や修了生から直接その経験について聞くことにより、公共政策の仕事とは具体的にどのようなものか、本専攻ではどのようなことが学べるのかについて知ってもらう機会を提供するとともに、将来、本専攻が目的とする、政策実務に従事する上での必要な知識、倫理観等

を学び、職業意識を高める機会としている。

さらに、本大学院ホームページでは、「GraSPPers Voice」というコラムを設け、在學生、修了生および教員のレポートを掲載している。「GraSPPer」とは、本大学院（GraSPP）の學生、修了生、教職員らが自然発生的に自らを本大学院に関わる人々という意味で呼ぶ時の愛称として定着したものである。国内外のさまざまな分野で活躍している、個性豊かな「GraSPPer」達の声を通して、本専攻在學生は勿論、修了後の進路への希望とビジョンを見出すためのヒントとなっている他、広く社会に対し、本専攻の教育のアウトカムの事例を公表するものとなっている。（添付資料5-14）

公共政策トークの開催一覧

2020（令和2）年度

タイトル	開催年月日	内容	参加者	言語
公共政策のキャリア	2020/6/16	仕事内容、現職に至るまでの経緯、ワークライフバランス、アドバイス等	約 150	日本語
Public Policy Challenges in the post COVID-19 in Asia	2020/7/20	各国の COVID-19 の経験、政府の政策、グローバリゼーションの逆転について等	約 80	英語
中央銀行エコノミスト	2020/9/23	中央銀行の政策活動と研究の関係、中央銀行間の違い、各機関での舞台裏等	約 120	日本語

2021（令和3）年度

タイトル	開催年月日	内容	参加者	言語
外交キャリア	2021/4/16	外交キャリア	104	日本語
公共政策-民間からの多様な関わり	2021/10/27	民から官へのかかわり	71	日本語

また、學生へのサービス充実の一環として、就職支援にとどまらない、大学による學生のキャリア形成支援の拠り所として、「キャリアサポート室」が設置されている。（添付資料1-1、5-15）同室では、卒業・修了後に社会に貢献あるいは社会で活躍するために、将来を見据えた進路選択が可能となるように、年間を通じて様々な活動が行われている。キャリアデザインセミナー、合同企業説明会、東大ウーマントーク等が開催され、社会で活躍している方々から、キャリア選択におけるアドバイスを直接受けることができるため、国家公務員、民間企業等への就職に役立っている。本教育部独自の取組としては、主に英語力が高く成績優秀な學生に対して、国際機関や民間企業へのインターンシップの機会を提供している。具体的には、インターン受け入れ機関（ADB:アジア開発銀行研究所、OECD:経済協力開発機構、ESPI:欧州宇宙政策研究所、GR Japan株式会社、ミュージックセキュリティーズ株式会社など）と本教育部でインターンシ

ップに関する覚書を締結し、本教育部学務委員会の担当教員の面接を経て、数週間から数か月間インターンとして派遣している。(評価の視点5-5)

留学生の生活支援は、大学全体のサービスとして、グローバル教育センターによる在留資格手続に関する無料相談や本人に代わって在留資格認定証明書等の申請を行う「ビザ・コンサルティング・サービス」(添付資料 5-16)、国際化教育支援室による生活・勉学上、異文化適応、進路等のような相談でも多言語(日本語・英語・中国語)で受け付ける「留学生支援室」(添付資料 5-17)、専門業者への委託による IMAS (Inbound Medical Assistance Service) の 24 時間体制の英語での病院紹介や医療相談、電話による通訳サービス等を行っている(添付資料 5-18)。本専攻においても、英語対応が可能な職員を増やして、宿舍確保のためのサポート(寮の申請情報の提供、英語対応可能な不動産業者の紹介等)や奨学金申請のサポート(民間奨学金情報の提供、推薦状の手配等)、本学日本語教育センターでの日本語クラス受講のためのサポート等を行っている。渡日直後には言語チューターを配置して、区役所の住民登録、国民健康保険の登録、銀行での口座開設等の言語的なサポートを行っている。また、希望者を対象に英語によるカウンセリングを行い、生活面、学業面での不安や不満などを一人ずつ聞き取り、その結果をもとに留学生の生活環境の改善に努めている。学習に対する支援としては、学内のティーチング・アシスタント(TA)によるセッションの他、履修済みの学生(日本人または留学生)による経済系授業の補習を行い、不得意な学生が授業についていけるようにしている。

なお、社会人学生に対しては、全学として東京大学大学院学則第2条第7項の規定に基づき(添付資料 1-1)、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者に、その計画的な履修を認めることができる長期履修学生制度の申合せが定められている(添付資料 1-1)。本専攻では、大学院学則及び申合せに基づき、公共政策学教育部規則第3条第2項に規定し(添付資料 1-1)、「公共政策学専攻における長期にわたる教育課程の履修制度(長期履修学生制度)について」(添付資料 5-19)を定めて同制度を運用しており、専門職学位課程の在学年限である4年を超えない範囲で計画的な履修を許可している。2022(令和4)年5月現在、社会人学生17名のうち4名が同制度を利用している。また、4月入学予定の社会人学生を対象とした、大学院科目等履修生制度を2021(令和3)年9月より開始した。この制度は入学前の半年間に限り利用できるものであり、10単位を上限として入学前に修得した単位を修了に必要な単位として含めることができ、科目等履修生として在籍した期間については専門職学位課程での在学期間として認定することにより、修業年限を短縮することが可能となる。さらに、社会人学生同士の情報交換を目的とした在校生と新入生とのネットワークづくりの基盤を整えた。(評価の視点 5-6)

東京大学大学院学則(抜粋)

(課程及び標準修業年限)

第2条 大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)を置く。

2～6 (略)

7 研究科等は、その定めるところにより、第1項の課程の学生が、職業を有している等の事情により、それぞれの課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第3条～第31条の1 (略)

第31条の2 本学の大学院学生以外の者が、本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、研究科等はその定めるところにより、大学院科目等履修生として許可することができる。

2 大学院科目等履修生を受け入れる時期は、学期の初めとする。

3 (略)

東京大学大学院公共政策学教育部規則 (抜粋)

(標準修業年限)

第3条 本教育部専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

第4条 本教育部専門職学位課程を修了するためには、2年以上在学し、所要科目を履修して、46単位以上修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、第10条の規程により、本専門職学位課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規程により、入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本専門職学位課程において修得したものと見なす場合で会って、当該単位の修得により本専門職学位課程の一部を履修したと教育会議の議を経て、本教育部が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本専門職学位課程に在学したものとみなすことができる。

在学生においては学生自治会を組織し、同会を中心に新入生歓迎等のイベントを行い、SNSを駆使して本学の大学生生活、日本、東京での生活全般に関する役立ち情報などを提供しているが、その実施に当たって公共政策大学院の予算から資金の援助を行っている。また、有志で Tokyo Policy Review という組織を起ち上げ、研究論文の公表やセミナーの開催を行っているが、教員側に Contact Person を置いて、必要に応じて学生に助言ができる体制を整えている。また、赤門総合研究棟には、学生自習室の他、学生同士による自主的な研究会や勉強会を行うことが可能なディスカッションスペース5室を用意している。さらに、あらゆる宗教の習慣に対応できるよう、リフレクシオンルームも備えられている。国際学術総合研究棟の演習室についても貸し出しを随時に行っている。学生が演習室を借用したい場合は、事務室の窓口申し出れば、曜日を問わず9:00～22:30まで借りることができる体制が整っている。(添付資料 5-20)

本大学院の修了生を主な構成員とする同窓会「龍岡会」が2006(平成18)年3月に発足している(添付資料 5-21)。同窓会は、会員相互の親睦を図り、公共政策大学院の発展に寄与することを目的としており、公共政策大学院長(研究部長・教育部長)が名誉会長となっている。また、同窓会担当の特任職員を置き、同窓会の活動に対しても可能な限りの協力を行っている。近年は留学生の割合が高くなっていることから、同窓会も世界に開かれたものとするため、ポータルサイト(GraSPP Alumni Association Portal)を立ち上げているが、より直感的に情報を伝達するため、Facebook、Twitterなども活用し、海外の修了生に向けても広報を行っている。年に1回開かれるホームカミング日には、同窓会と大学院が共同でイベントを開催し、学生と修了生とがネットワーキングができる機会を設けている。(評価の視点 5-7)

また、学生の海外派遣については、政策的な議論を多様な分野の実務家や学生と実践的に行うことを海外においても経験させるため、毎年、GPPNの学生会議や授業の一つであるCase Study (International Field Workshop) に対して、参加学生の渡航費等の補助を行っている。その他、2022（令和4）年度から4月入学の新入生（主に日本人）及び国際プログラムコースの学生（主に外国人留学生）を対象としたM1セミナーを試行的に実施している。内容は教員によるミニレクチャー及び学生によるグループワークであり、キャンパスライフを通じてつながる人間関係を培うことを目的としているが、日本人学生と外国人留学生の交流促進も狙いのひとつである。（評価の視点5-8）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部） 令和4年度（34頁、78-79頁、197～198頁、202～207頁、公共-2頁）
- ・添付資料 5-1：東京大学相談支援研究開発センター規則
- ・添付資料 5-2：東京大学ホームページ_教育・学生生活相談支援研究開発センター
<http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/>
- ・添付資料 5-3：東京大学ホームページ_教育・学生生活_相談支援研究開発センター_総合窓口
<http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/nsc/>
- ・添付資料 5-4：東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領
- ・添付資料 5-5：東京大学セクシュアルハラスメント防止宣言
- ・添付資料 5-6：東京大学アカデミックハラスメント防止宣言
- ・添付資料 5-7：東京大学ハラスメント相談所規則
- ・添付資料 5-8：東京大学ホームページ_教育・学生生活_ハラスメント相談所
<http://har.u-tokyo.ac.jp/>
- ・添付資料 5-9：ハラスメント防止リーフレット
- ・添付資料 5-10：令和4年度日本学生支援機構大学院奨学生在学採用（4月期）の募集のお知らせ、令和4年度日本学生支援機構大学院奨学生（秋季入学者）の募集のお知らせ
- ・添付資料 5-11：東京大学ホームページ_教育・学生生活_奨学金（奨学制度インデックス）
https://www.u-tokyo.ac.jp/index/h02_j.html
- ・添付資料 5-12：東京大学ホームページ_教育・学生生活_授業料等の免除
https://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h01_02_j.html
- ・添付資料 5-13：東京大学ホームページ_教育・学生生活_バリアフリー支援室
<http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>
- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部） 令和4年度（201頁）
- ・添付資料 5-14：GraSPPers Voice ホームページ
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/en/grasppers-voice/>
- ・添付資料 5-15：東京大学ホームページ_教育・学生生活_キャリアサポート室
<https://www.careersupport.adm.u-tokyo.ac.jp/>
- ・添付資料 5-16：東京大学留学生支援ウェブサイト_日本での生活_ビザ・コンサルティング・サービス
<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/life-visa-vc.html>

- ・添付資料 5-17：東京大学留学生支援室
<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/support-issr.html>
- ・添付資料 5-18：東京大学留学生支援ウェブサイト_危機管理等サービス：IMAS
<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/life-safety-ime.html>
- ・添付資料 5-19：公共政策学専攻における長期にわたる教育課程の履修制度（長期履修学生制度）について
- ・添付資料 5-20：Tokyo Policy Review ホームページ
<https://tokyopolicyreview.org/>
- ・添付資料 5-21：修了生・同窓生へ
<https://www.pp.u-tokyo.ac.jp/alumni/>

【5 学生支援の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

東京大学では、各学部・研究科等に共通する学生支援関係については、全学組織である相談支援研究開発センターを中心に対応する体制が整っており、学生に対して一元的で分かり易い支援体制の構築を基本としているが、公共政策大学院におけるキャリア形成に資する取組として、国際社会において政策決定・実施の中核で活躍している行政官・国際機関職員・地方自治体の実務家や公共政策に携わっている修了生を招いたウェビナー「公共政策トーク」を2020（令和2）年度から継続的に実施している。また、留学生への支援に関しては、大学全体のサービスに加えて、本専攻においても英語対応が可能な職員を配置することにより、宿舎、奨学金、日本語教育等の各種のサポートや生活面、学業面におけるカウンセリングを実施できる体制を整備している。本大学院の設置から18年が経過し、修了生も1,800人を超えたことから、同窓会組織との連携の充実、在校生と修了生のネットワークを強化していくことにより、将来のキャリアパスを具体的にイメージできるような支援を構築することは課題である。

（2）改善のためのプラン

在学生への支援に関しては、全学組織での対応を含めて、概ね十分な支援体制となっている。設備面に関しても、国際学術総合研究棟、赤門総合研究棟への移転が完了し、教育研究を行う環境が整ったと考えている。今後は、修了生とのネットワークをさらに強化する必要がある。具体的には年1回のホームカミングデイを同窓会との共催で企画実施すること、さらに、四半期ごとに発行しているニュースレターの修了生への送付、ホームページの「GraSPPers Voice」での修了生の最新情報の紹介などにより、修了生により強い帰属意識をもってもらえるように努める。また在学生との交流の機会をつくり、就活の体験談や実際に就職した先でどのような仕事をしているかなど、生の情報を在学生が先輩から聞けるといった機会を設け、キャリアサポートにもつなげたい。2022（令和4）年度のホームカミングデイではそのような取り組みを試行的に行ったが非常に好評であったため、今後もさらに拡充したい。

6 教育研究等環境

項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の施設及び設備を用いる場合も含め、各公共政策系専門職大学院の規模等に応じた施設及び設備を整備する必要がある。その際には、障がいのある者に配慮することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設、設備又は人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-1：講義室、演習室その他の施設及び設備を公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。〔「専門院」第17条〕〔F群、L群〕

6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕

6-3：障がいのある者のための施設及び設備を整備していること。〔F群〕

6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕

6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕

6-6：施設、設備又は人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

国際学術総合研究棟には、本大学院専用施設として、講義室2室（うち1室は定員100名以上）、演習室6室を設けている。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、未渡日の留学生など対面授業に出席できない学生へ対応するため、2020（令和2）年度中に全ての講義室、演習室にハイブリッド設備の導入を完了した。2020（令和2）年度夏学期は全ての授業がオンラインで開講されたが、冬学期11科目、2021（令和3）年度は夏学期17科目、冬学期19科目でハイブリッド授業を実施した。また、全ての演習室は事務室での申し込みにより、年末年始や入学試験等で入館できない場合を除き、9:00～22:30まで利用することが可能である。（評価の視点6-1）

学生の自主的学習に供されている部屋（自習室）については、国際学術総合研究棟に隣接する赤門総合教育研究棟の4階フロアに学生自習室2室、学生PC室、ディスカッションスペース5室、学生ラウンジ、ロッカー室、リフレクシオンルームを設けている。学生自習室及び学生PC室は学生証を利用した入室管理システムになっており、防犯面にも考慮している。原則、年末年始や入学試験等で入館できない場合を除き常時利用が可能である。（添付資料2-2）（評価の視点6-2）

また、本専攻占有の教室、学生自習室等のある、国際学術総合研究棟、赤門総合研究棟については、すべてバリアフリーとなっている。また、バリアフリー支援室と連携し、障がいの程度に合わせた補助具や車椅子対応机などの準備が可能となっており、支援体制を整えつつある。（評価の視点6-3）

学生・教職員に関する東京大学の情報ネットワーク環境は、各人の共通IDに基づくUTokyo Accountに登録することにより、全教職員・学生が様々な情報サービスを一元的に利用することが可能となっている。講義室・演習室、学生生活動のスペースなどで利用可能な学内共通無線LANサービス（UTokyo Wi-Fi）、学務システム（UTAS）、学習管理システム（ITC-LMS）、ZOOMなどの学習に関するサービス、また、学外でパソコン端末等からUTokyo VPNにVPN接続するこ

とで、学内と同様に様々なサービスを利用することが可能となっている。さらに、法学部と情報基盤センターが共同運営している部局向けサービス（LPnet）では、法学部が指定した建物・教室で共同利用端末が利用可能となっている。その他、ECCS（情報基盤センター教育用計算機システム）情報基盤センターが運用している全学向けサービスとして、本郷キャンパス、駒場キャンパス、柏キャンパスに合計 1,341 台の ECCS 端末が設置されている。以上からも公共政策系専門職大学院に必要な情報インフラストラクチャーが整備されているといえる。（添付資料 1-1、6-1、6-2、6-3）。（評価の視点 6-4）

公共政策大学院に所属する職員は 27 名いる。特に国際化を推進するため、英語での対応が可能な学術専門職員、特任専門職員を外部資金で雇用し、教員との連携により、外国の大学との国際交流協定による交換留学の覚書の締結、交換留学及びダブル・ディグリーの派遣・受入、留学生サポート、留学生カウンセリング、各種イベントの実施など、国際化に係る事業の立案及び実務を担当している。また、同じく外部資金で雇用した学術専門職員を配置して、海外からの教員及び研究者等の受け入れ、社会人向けプログラムの運営など実務を担当している。なお、国際学術総合研究棟の教室は、社会と連携した教育も考慮に入れ、各種のセミナーやシンポジウム等も行うことができるように、多目的な使用が可能な施設となっている。さらに、赤門総合研究棟の学生スペースは、将来公共政策に携わる人材となることを意識して、学生自習室の他に、コースや日本人・留学生の垣根を越えたディスカッションがいつでも可能な、学生間の交流を深めるためのラウンジを設け、一方で、集中した議論を行えるスペースとしてディスカッションスペースを複数（5 部屋）用意し、本専攻の教育目的に合った設備となっている。（評価の視点 6-5、6-6）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-2：2022 年度履修・教務手続案内（14-15 頁）
- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部）令和 4 年度（194 頁）
- ・添付資料 6-1：公共政策大学院情報ネットワーク クイックガイド
- ・添付資料 6-2：情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン
- ・添付資料 6-3：東京大学情報システム本部_ UTokyo Wi-Fi
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/dics/service/wifi.html>

項目 17：図書資料等の整備

各公共政策系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書、電子媒体等の各種資料を計画的かつ体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-7：図書館（図書室）には公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書、電子媒体等の各種資料が計画的かつ体系的に整備されていること。〔F 群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活

動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

図書館は、主に総合図書館の他、法学部研究室図書室（蔵書数約 85 万冊）、経済学図書館（蔵書数約 85 万冊）を活用している。法学部研究室図書室には、公共政策学教育部の教育研究用の専用の書棚を設け約 1,400 冊の関連図書を整備し、教員及び学生の便に供している。

また、公共政策関係において教育研究上必要とされる図書に関しては、本専攻の教員が発注すれば新規に購入されて法学部研究室図書室の専用書棚に備え付けられることになる。自習室内には、有線によりアクセス可能なコンピュータ端末を備え、ウェブ上で公開されたデータベースから一般図書、統計・調査資料、指定図書・雑誌の検索ができるようになっている。

なお、大学全体で国内出版・外国出版の両方合計で約 47,000 タイトルの電子ジャーナルが契約されていて、法学・政治学の分野では、4,000 超、経済学分野では 9,000 超のタイトルの電子ジャーナルに加え、法学・政治学関連分野約 100 件、経済学分野約 80 件のデータベースを学内 LAN 等により自由にアクセスすることができる環境が整っている。また契約されたもの以外でフリーに利用できる電子リソースの情報も搭載したポータルページが附属図書館で用意され、各種資料の利用の便が図られている。（評価の視点 6-7）

法学部研究室図書室の開館時間は平日 9:00～21:00 又は 9:00～17:00（夏季休業期）、土曜 9:00～17:30 であり、経済学図書館の開館時間は平日 9:00～20:00、土曜 12:00～17:00 となっている。また、総合図書館は、休館日を除き、平日 9:00～22:30 又は 9:00～21:00（3 月及び 8 月）、土曜・日曜・祝日においても 9:00～19:00 又は 9:00～17:00（3 月及び 8 月）まで開館している（添付資料 1-1、6-4、6-5、6-6）。（評価の視点 6-8）

公共政策大学院が、法学政治学研究科と経済学研究科との連携により成り立っている特性が活かされている点として、本専攻所属の学生は、両研究科の図書館・図書室から、それぞれの研究科に所属している者として貸出を受けることが可能である。また、2つの研究科の資料を利用できるだけでなく、上述の通り、法学部研究室図書室には公共政策大学院の図書コーナーとして専用の書棚があり、公共政策の専用としての利用機会も与えられている。加えて、全学で所蔵する約 1 千万冊の図書、約 17 万タイトルの雑誌（冊子）も利用可能であり、豊富な学術資料にアクセスする利用環境が整備されている。（評価の視点 6-9）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部） 令和 4 年度（192-193 頁）
- ・添付資料 6-4：東京大学総合図書館 利用案内
- ・添付資料 6-5：東京大学法学部研究室図書室 利用案内 2022.4
- ・添付資料 6-6：東京大学経済学図書館・経済学部資料室 利用案内 2020

項目 18：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各公共政策系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をな

し得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献、組織内運営への貢献等について評価し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔F群〕

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。〔F群〕

6-13：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献、組織内運営への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F群〕

6-14：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献、組織内運営への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻専任教員の授業担当時間に関して、1学期（13週）の授業で年間における最大は105分授業×週5コマであるが、平均は週2～3コマであり、本専攻以外の授業（週1～2コマ）を加えても、教育の準備ができ、研究時間も確保することができる状態にある。（評価の視点6-10）

また、29人の専任教員に対して、法学政治学研究科又は経済学研究科に所属する教員の研究室及びみなし専任教員が使用する共同研究室も含め、29人全員の研究室（1室当たり平均26.3㎡）、共同室（53.0㎡）を整備しており、教育研究に必要な研究スペース及び電話、学内LANへの接続などの環境が整備されている。その他、公共政策学連携研究部のみにも所属している専任教員に対しては、一定の個人研究費の配分を行っている。（評価の視点6-11）

公共政策学連携研究部のみにも所属している専任教員について、東京大学教員のサバティカル研修に関する規程に基づき、長期研修の一環として、専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念できるサバティカル研修に関する内規を2021（令和3）年9月に整備した。専任教員として勤続6年以上の者で、教育・研究活動、社会貢献など一定の研究業績が認められる場合、研究部長・副研究部長の協議により指名された専任教員が適用を申請できることとしている。なお、実務家教員は原則任期が2年であるため対象としていない。また、法学政治学研究科又は経済学研究科に所属する教員は、それぞれの研究科のサバティカル研修の制度によることになる。

（添付資料6-7）（評価の視点6-12）

法学政治学研究科又は経済学研究科に所属していない公共政策学連携研究部の専任教員の評価に関しては、定期的な自己評価報告として、各教員が、①研究活動、②教育活動、③学内における管理運営業務、④社会貢献の項目を含めた自己評価報告書を作成し、同報告書等に基づいて、教員評価委員会が評価を行うことを2016（平成28）年4月に定め（添付資料6-8）、2017（平成29）年度、2020（令和2）年度に評価を実施した。なお、評価に当たって、高度の研究能力は必須であるが、国際的な活動を行い、かつ、社会連携的な能力をもった人材を育成することから、専任教員においても国際性や社会との連携に関して、バランスよく備えていることを考慮することとしている。（評価の視点6-13、6-14）

<根拠資料>

- ・添付資料 6-7：東京大学大学院公共政策学連携研究部サバティカル研修に関する内規
- ・添付資料 6-8：定期的自己評価報告と教員評価の実施について

【6 教育研究等環境の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

前々回の認証評価において、講義室・演習室のキャンパス内の分散、学生自習室の不足等が勧告として指摘されていたが、2017（平成 29）年 8 月に公共政策大学院の講義室、演習室を備えた国際学術総合研究棟が竣工した。これまで本郷キャンパス内に分散していた公共政策大学院の研究室、事務室も含めて移転を行い、本専攻に関わる多くの教育研究活動を新たな研究棟に集約することを実現した。また、学生自習室に関しても整備を行い、国際学術総合研究棟に隣接する赤門総合教育研究棟の 4 階フロアを全面改修したことにより、2018（平成 30）年 3 月に新たな学生自習室、ラウンジ、ディスカッションルーム等の整備が完了した。前述のとおり、24 時間介護、車椅子対応が必要な留学生が在籍しているが、特に国際学術総合研究棟の演習室は 12 階に位置しており、災害時の避難方法・連絡方法などについては、様々なケースを想定した検討が必要であるため、2022（令和 4）年度の防災訓練においてはエレベーターが使用できないことを想定した避難訓練を実施した。バリアフリー支援室や実際に介護を行っているヘルパーと連携して避難器具であるストレッチャーへの移乗方法や使用方法などを学んだ。また、昨今では LGBTQ の問題もクローズアップされており、本大学院における課題や必要な取り組みなどを検証する必要がある。

（2）改善のためのプラン

バリアフリー支援など専門家の観点からも施設の点検等を行い、本学の指針として公表しているダイバーシティ&インクルージョン宣言に対応した改善、施設の充実などの整備を進めていく。

7 点検・評価、情報公開

項目 19：点検・評価

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

7-1：点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。〔学教法〕第109条第1項〔F群、L群〕

7-2：点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕

7-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕

7-4：点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕

7-5：外部評価の実施など、点検・評価の仕組み、組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

自己点検・評価は、運営会議構成員を主体として、評価項目に基づく報告書を運営会議で点検することを基本としている（添付資料 7-1）。本専攻では自己点検・評価を5年に一度実施しており、前回（2017（平成 29）年度）実施した自己点検・評価及び認証評価における課題を中心に、2022（令和 4）年度に運営会議において点検・評価を行い、本報告書を作成している。（評価の視点 7-1）

運営会議による自己点検・評価に加えて、本教育部には、外部の有識者により構成されている公共政策学教育部運営諮問会議を設置しているが（添付資料 2-6、7-2）、同会議を毎年度開催して外部評価を受けており、同会議開催にあたって、事前に本専攻における教育面、運営面、社会連携等の各取組については、実態として毎年度自己点検を行っている状況である。さらに運営諮問会議は、自己点検・評価を行う運営会議メンバーに加えて、公共政策学連携研究部の教員のうちから研究部長が指名する教員が参画する体制となっており、各項目に対する運営諮問会議委員からの客観的な評価を受けることにより、本専攻の教育研究、管理運営等の諸活動について、長所あるいは短所を確認することが可能となっている。なお、運営諮問会議で課題等が挙げられた場合は、次年度までの改善に取り組むこととしている。（評価の視点 7-2）

また、本専攻は、2018（平成 30）年度の大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価を受けるべく、自己点検・評価を実施したが、その際、シラバスの記載内容の統一的な記載、外国人教員の増員も含めた英語科目の充実、安定的な外部資金を確保し、教育・研究の持続性を担保することなどの問題があることを把握し、運営会議等において問題を解決すべく、改善に取り組んだ。取り組みの結果、外国人教員の増員により外国語科目の充実を図り、外部資金については安定的な確保を継続することにより、教育・研究活動の持続性を担保した。シラバスの統一的な記

載に関しては、全学のガイドラインに沿った作成を依頼しており、授業アンケート結果においても8割超の学生が参考になったと回答しており改善が図られているが、新型コロナウイルスの感染拡大を機にオンライン授業やハイブリッド授業が普及した状況下においては、さらなる改善の余地があると認識している。

なお、2018（平成30）年度の認証評価において本専攻が受けた指摘は、問題点（検討課題）8件であり、事例は以下のとおりである。（評価の視点7-3）

<p>平成30年度 大学基準協会公共政策系 専門職大学院認証評価結 果</p>	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 貴専攻の目的を規定している「東京大学大学院公共政策学研究部規則」第1条の2では、公共政策学教育部に併設した博士後期課程の国際公共政策学専攻の目的を区別することなく併記している。同条文の前段部分で示している「国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要となる政策と制度を構想する力をもった、時代の要請に応える政策実務家を育成すること」が公共政策系専門職大学院としての固有の目的であることが、学生や社会一般に対して明確になるよう、表現を改めることについて検討が望まれる。</p> <p>(2) 「実践科目」を構成する授業科目が体系的性を欠くため、改善が望まれる。</p> <p>(3) 教育課程において、段階的な履修を行うための配慮が十分ではない。また、「国際プログラムコース」以外の学生にとっては、英語、日本語の授業が混在する中で、体系的な履修を促すための道筋も必ずしも明確ではないため、履修モデルなどにより、具体的な履修形態を明示するよう改善が望まれる。</p> <p>(4) 「法政策コース」「公共管理コース」については、他のコースと比較して枠組みがあいまいになっており、人材育成の意図及びコースの性格付けが十分に明確であるとまではいえないため、その性格と内容をより明確化することが望まれる。</p> <p>(5) ダブル・ディグリー制度について、今後はそれに係る規程等を整備し、より体系的に制度を充実させ、一層の周知を図ることが望まれる。</p> <p>(6) シラバスについては、教員によって、記載内容に精粗が見受けられ、授業計画が具体的に書かれていないものなどが散見されるので、改善のためのさらなる方策を検討することが求められる。また、学生にとっての必要性に鑑みて、オフィスアワーを実施している教員においては、その旨をシラバスに記載するよう、検討が望まれる。</p>
---	---

	<p>(7) 新任教員を対象とした年1回の「公共政策大学院FDミーティング」等を開催しているものの、新任教員及び実務家教員以外の既存の教員に対するFDが十分ではないため、「公共政策大学院FDミーティング」の活用を含めて、教育方法及び授業内容の向上・改善を促していく仕組みを検討し、ルールを定めて定例化するよう、改善が望まれる。</p> <p>(8) 「事例研究」は、教育上主要な科目であるものの、外部から招聘した非常勤の講師などが授業を担当している科目が多くなっているため、改善が望まれる。</p>
<p>令和元年9月 「課題解決計画」の提出</p>	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 第1条の2の教育研究上の目的に関する規定は、博士後期課程の設置の際に検討を行い、文部科学省の大学設置・学校法人審議会においては現行規定の構成に基づいて許可されていることから、現時点で手を加えることは考えていない。しかし、検討課題における指摘は、学生や社会一般に対して分かりにくいとの趣旨であるため、規定そのものではなく、パンフレットや募集要項等、実際に広報や周知を行う媒体において、本専攻の教育研究上の目的が誤りなく、分かり易く伝わるよう記載に留意する。</p> <p>(2) 大学院として社会連携にも積極的に取り組んでおり、寄付講座等の研究成果を教育の現場に還元するとともに、現代社会の課題を取り上げることへの学生からのニーズに応えるため、関連の授業科目を実践科目として開講している。授業科目の体系性については、日本語の授業科目も分類表等を作成し、各科目の位置づけが分かり易くなるよう工夫できるか検討したい。</p> <p>また、国際プログラムコース（MPP/IP）以外のコースに関しては運営会議等において上記の授業科目分類表の作成を検討中であり、併せて各コースの修了要件についても点検を行う。</p> <p>ダブル・ディグリー制度に関しては、本教育部の国際化推進のための柱の一つであるため、「交流協定に基づくダブル・ディグリー制度についての了解事項について」を本教育部内において定めている。全学により定められている東京大学大学院学則において規定されることになった場合は、本教育部規則の規定についても検討を行い、体系的な制度として整備できるものと考えている。なお、本教育部内における周知活動に関しては、入学ガイダンスをはじめ学生への説明の機会を増やすとともに、ダブル・ディグリー</p>

	<p>ーが魅力ある取組であることが伝わるように工夫することを検討する。</p> <p>(3) 評価結果を受領した後の本年5月に、新任教員だけではなく、既存の教員も含めたティーチングに関するFDを開催した。限られた時間の中ではあったが、紹介した事例に関して、参加者から熱心な質疑応答が行われたことから、今回の対象教員を広げたFDに関しては継続的に取り組む予定としている。また、シラバスに関しては、同FDにおいて取り上げることを検討する。</p> <p>事例研究における非常勤講師については、専任教員等との共同の授業の他、担当教員がかつては本大学院のみなし専任を含む実務家教員等であった等、本大学院における授業担当者として適切な資格があることを確認して配置を行っており、今後も授業内容に十分留意しながら、本専攻の主要科目としての認識のもとに非常勤講師を適切に招聘していく。</p>
--	--

前回の認証評価で指摘された問題点については、課題解決計画で報告したように改善に取り組んでおり、教育研究上の目的については、パンフレット、募集要項などに分かりやすく記載し、ホームページでは教育研究上の目的を実現するために必要な能力を具体的に提示し、志願者や社会一般に対して分かりやすい説明をおこなっている。授業科目の体系性に関しては、学生の主体的な学習の支援、学外への教育課程の体系性の理解・促進を目的として、全学的に科目ナンバリング（共通科目コード）を作成し、本学ホームページ上で公表している。シラバスの記載及び成績評価に関しては、教育部長及び専攻長と事務が連携することにより、漸進的ではあるが以前よりも講義内容の具体的な記載や成績評価方法の具体的な明示などの取り組みがされ、改善・是正がされてきている。FDについては、教育部長主導の下、新任教員のみならず既存教員に対する教育力向上のためのFD活動に組織的に取り組み、FDミーティングや授業参観を実施している。事務体制については、2021（令和3）年度に承継職員2名（副事務長、研究推進担当係長）を配置し、管理的業務や人事業務、外部資金拡充による研究の拡大に対応する業務体制の強化を行った。

なお、前回の認証評価結果に対する課題解決計画で示していた日本語科目についても英語科目と同様に分類表を作成することについて、検討を進めていたがコロナ禍への対応に追われていたため、一時中断している。また、シラバスに関するFDについても今後実施したい。（評価の視点7-4）

特色ある点検・評価の方法として、既述ではあるが、公共政策に関わる若しくは関わったことのある日本国内の産業界の役員、公益法人の役員といった外部有識者によって構成される公共政策大学院運営諮問会議を設置しており、本大学院の運営全般に関して、評価及び意見を取り入れ、社会からの要請に対応した大学院運営へと活かしていることが挙げられる（添付資料7-2、7-3）。同会議において修了生のネットワーク強化・活用に関して意見があったことから、留学生を含めた修了生のメールアドレスについて、同意を得た上で継続的に収集・把握しており、オンラインで実施しているホームカミングデイなどのイベントについても海外にいる修了生にも周知するこ

とが可能となっている。また、国際プログラム及び国際交流活動に対する助言を行う国際アドバイザー・ボードも、運営諮問会議の下に置いており（添付資料 7-3、7-4）、年に一度の運営諮問会議の場で国際化の推進に関して、教育課程から教員組織、施設・設備の面まで評価や助言及び提言を受けている。なお、同ボードからの一番の課題として挙げられている意見は、留学生と日本人学生の交流の促進であるため、意見を踏まえて、M1 セミナーを実施している。また、「Discover GraSPP」や「公共政策トーク」など、広く実社会で活躍する修了生との交流を積極的に行っている。（評価の視点 7-5）

<根拠資料>

- ・添付資料 7-1：東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規程（第 5 条：運営会議）
- ・添付資料 2-6：公共政策学教育部運営諮問会議規則
- ・添付資料 7-2：令和 4 年度 運営諮問会議委員名簿
- ・添付資料 7-3：国際アドバイザー・ボード規則
- ・添付資料 7-4：令和 4 年度 国際アドバイザー・ボード委員名簿

項目 20：情報公開

各公共政策系専門職大学院は、点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

7-6：点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第 109 条第 1 項）〔F 群、L 群〕

7-7：認証評価の結果を学内外に広く公表しているか。〔A 群〕

7-8：公共政策系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項）〔F 群、L 群〕

7-9：情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

本専攻は、2018（平成 30）年度に公共政策系専門職大学院認証評価を受審し、同認証評価に係る自己評価報告書及び認証評価結果を、東京大学及び公共政策大学院のホームページにおいて公表している（添付資料 7-5、7-6）。（評価の視点 7-6、7-7）

公共政策大学院のホームページにより、本専攻に関する入試情報、修了要件、専任教員紹介、カリキュラム、イベント情報等を公開し、学内外に本専攻の概要を十分に紹介できる内容となっている。また、所属する教員の研究活動の成果についても「GraSPP Blog」として広く社会に対して発信している（添付資料 7-7）。同時に SNS も活用し情報の周知に努めているが、例えばツイッター（@UTokyoGraSPP）はフォロワー数が 3000 名を超えるなどしている。統計データとしては、これまでの志願者数・合格者数・入学者数、修了者の業種別就職先等を公表しているが、具体的

な官公庁名、企業名も公表して、志願者が卒業後の進路をイメージしやすいように工夫している。その他、本専攻の概要を掲載した大学院の紹介パンフレットを作成し、事務窓口で配布するとともに、公共政策大学院のホームページで公開している。(評価の視点 7-8)

情報公開としては、公共政策大学院の概要のみならず、研究ユニット、寄付講座等の活動、社会人講座(エグゼクティブプログラム)や国際連携活動に関する広報活動の実施や、それらのイベント紹介等のために公共政策大学院のホームページを随時更新しており、本大学院の役割を社会に発信している。また、同ホームページは、日本語と同時に英語版も作成し、世界へ情報発信することにより、公共政策大学院の国際化の推進の役割を担っている。(評価の視点 7-9)

<根拠資料>

- ・添付資料 7-5：東京大学ホームページ_大学案内_専門職大学院認証評価
https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/d05_05_j.html
- ・添付資料 7-6：公共政策大学院ホームページ_大学院概要
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/overview/>
- ・添付資料 7-7：公共政策大学院ホームページ_GraSPP Blog
<https://www.pp.u-tokyo.ac.jp/graspp-blog/>

【7 点検・評価、情報公開の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

2018(平成30)年度の大学基準協会による公共政策系専門職大学院認証評価では、問題点(検討課題)8項目を指摘されたが、各指摘に対しては2019(令和元)年9月に「課題解決計画」において改善状況の報告を行った。情報公開は、公共政策大学院のホームページにより、入試情報、カリキュラム等を公開し、本専攻の概要を紹介している。また、国際化を推進するために、英語版も作成し、世界へ情報発信している。また、これまで本専攻の点検・評価報告書や外部評価、認証評価の結果についてホームページ上で公表してきたが、これらについては英語版の作成はされていなかった。これらの評価にかかる報告書についてもその概要の英語版を作成し、広く世界へ情報発信することは今後の課題である。

なお、本専攻の自己点検・評価については、5年に一度実施することとしているが、一方で毎年度開催している運営諮問会議のために専攻内において、教学・管理運営に関する事前の点検・評価を行っている。また、運営諮問会議においては前年に受けた指摘に対してどのような対応を行ったのか教育部長が説明をすることによって説明責任を果たしている。なお、専門職課程における外国人留学生と日本人学生の一層の交流を図るため、前述の通り、M1セミナーを2022(令和4)年度より実施し、また、社会との一層の連携強化などを図るため、Capstone演習を設置した。また、本教育部の研究活動や教員の研究内容に関する情報発信の強化も、今後の課題である。

(2) 改善のためのプラン

本専攻の点検・評価報告書や外部評価、認証評価の結果について、直近のものはその概要の英語版を作成し、世界へ向けて情報発信していくことを引き続き検討する。

教育研究活動の点検・評価については、法学政治学研究科又は経済学研究科にも所属している教員の業務負担に十分に配慮しながら、当面は教育会議を中心に実施することとし、併せて効果的に自己点検・評価を行い得る実施体制についても検討を行う。

また、本教育部の研究活動や教員の研究内容を積極的に日英バイリンガルで発信するため、広報担当教職員を中心にホームページの改定を行う。新設した「GraSPP Blog」欄に、今後、教員の人物・研究内容の紹介を随時掲載し、ツイッターなどにも流していく。合わせて、教員や学生の研究成果について広く情報発信できるような検討を行う。また個々の研究業績一覧が素早くみられるような工夫を研究推進WGなどで検討していく。

終章

(1) 自己点検・評価を振り返って

今回の自己点検・評価を通じて、継続的に改善対応を検討する事項があるものの、本専攻が教育・研究活動を遂行していくうえで、「公共政策系専門職大学院基準」の各項目において大きな支障となるような問題点がないことを確認することができた。ただし、評価の視点に沿って点検し、現状説明を行っていく過程を通じて、改めて本専攻の特色や課題を確認することになった。そのうち以下では主な事項について列挙する。

本専攻では、国際的視野のもとで、コミュニケーションと合意形成能力に秀でて、広く公共政策に関わる高い倫理観を持った政策のプロフェッショナルの養成を目的としているが、修了者の就職者のうち約40%は、国家公務員等官公庁において高度専門職としての実務につき、その他も金融、コンサルタント等の公共政策と関わりのある業種に就いているため、その目的は果たされている。また、専攻設立以来「国際的視野」を重視し、世界トップレベルの公共政策大学院のネットワーク GPPN (Global Public Policy Network) への参加、国際交流協定によるダブル・ディグリーや交換留学の充実、英語による授業科目のみで学位を取得できる国際プログラムコースの設置等、専攻における国際化を推進し、そのことに関係する取組を立ち上げてきたが、各取組の運営についても工夫を重ねることにより一定の軌道に乗せることができている、継続的な取組となっている。

教育課程に関しては、将来の志望に応じた専門的なコースに分かれているが、科目群において法律・政治学・経済学の各分野を総合的に理解できるカリキュラムを整えている。また、実務経験のある教員を中心とした事例研究や実践科目により、現場の課題を教育にフィードバックし、基礎的、専門的な知識の修得から実務への応用までを備えた教育課程を提供している。これらの授業科目に関しては、学生による授業評価アンケートを行い、その結果を公共政策大学院のホームページで公表するとともに、各教員に評価結果を戻していたが、他の教員にも授業改善の参考となる情報が含まれていることから、専攻として情報共有を行うことが、教育内容・教育方法の向上につながるということが明らかになった。

(2) 今後の改善方策、計画等について

今回の自己点検・評価の結果、本専攻の教育研究を進めていく際に、今後の全体的な課題として見えてきたのは、専攻の特色である「国際的視野の重視」の取組の更なる充実と実社会との連携強化であると認識している。

国際化の充実については、これまでの個々の取組の継続と見直しが基本となるが、国際アドバイザー・ボードからの指摘を受け、日本人学生と留学生の交流の促進、コミュニティー力の涵養などを目的として M1 セミナーを実施したが、今後、単位化を含めて継続的に実施していくことを検討する。教育課程においては、地方自治体、国際機関、民間企業などのクライアントから提示された課題について、実行可能な解決策を考案し、実務的な観点からフィードバックを得ることで、より実践的な教育に繋げる試みとして Capstone 演習を実施したが、今後は修了時のアンケートを実施し、教育効果の検証を行いつつ、実社会に出た修了者に新たなクライアントとして本専攻の教育に関係してもらうことにより、修了生のネットワーク強化にも繋げていきたい。